

横浜市環境管理計画

[改訂版]

環境配慮指針編



横浜市

目次

1	基本的考え方	2
2	環境配慮の基本的事項	4
3	事業別配慮指針	6
(1)	道路整備事業	7
(2)	鉄道・軌道整備事業	11
(3)	工場・事業場等新增設事業（自然科学研究所を含む）	15
(4)	廃棄物処理施設新增設事業	20
(5)	終末処理場新增設事業	25
(6)	飛行場整備事業	29
(7)	公有水面埋立事業	30
(8)	大規模建築物新設事業	32
(9)	運動・レクリエーション施設等新設事業	35
(10)	開発事業等土地の改変を伴う事業	39
○	工事	43
4	地域別配慮指針	47
(1)	大気汚染	48
(2)	水質汚濁、水象（「地下水かん養」を除く）	52
(3)	地下水かん養	54
(4)	緑地・動植物等	56

1 基本的考え方

●●● (1) 目的 ●●●

横浜市が目指す5つの都市環境像（本編第1章参照）を実現するためには、施策展開の基本方向として掲げた5つの基本方針に基づき、市・市民・事業者がそれぞれ施策や事業の推進及び活動に取り組むこと（本編第2章参照）が必要であるとともに、市内において実施される各種の開発事業等（※）の計画立案段階から適切な環境配慮を行うことが重要です。そこで、本指針編では、開発事業等の計画立案に当たっての環境配慮の指針を示します。

※本指針にいう開発事業等とは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業をいいます。

●●● (2) 対象事業 ●●●

市内で行われる事業で、「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」（以下「事業調整要綱」という。）に分類されている10種類の事業（6ページ参照）を対象とします。なお、その他の事業を計画立案する際にも、本指針の一部が参考になると考えられます。

●●● (3) 環境配慮の基本的事項 ●●●

各種の開発事業等に共通する環境配慮の基本となるものであり、開発事業等を行うものは、これに基づき環境配慮に努めるものとします。

●●● (4) 事業別配慮指針及び地域別配慮指針 ●●●

事業別配慮指針は、事業の種別ごとの特性を踏まえ、事業が環境に及ぼす影響を回避・低減し、良好な環境を保全・創造していくための配慮事項を示すものです。また、地域別配慮指針は、地域の特性からみた環境面での制約条件をもとに、配慮事項を示すものです。

● ● ● (5) 環境への配慮項目 ● ● ●

本指針において対象とする環境への配慮項目はおおむね次の表とします。

【環境への配慮項目】

大項目	配慮項目	説明
生活環境 公害等	大気汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす大気汚染物質の発生に対する配慮
	水質汚濁	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす水質汚濁物質の発生に対する配慮
	土壌汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす土壌・地下水汚染物質の発生に対する配慮
	騒音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす騒音の発生に対する配慮
	振動	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす振動の発生に対する配慮
	地盤沈下	生活環境等に影響を及ぼす地盤沈下の発生に対する配慮
	悪臭	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす悪臭の発生に対する配慮
	低周波音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす低周波音の発生に対する配慮
	電波障害	テレビ、ラジオ等の受信に影響を及ぼす電波障害の発生に対する配慮
	日照障害	生活環境、農作物等に影響を及ぼす日照障害の発生に対する配慮
	風害	生活環境等に影響を及ぼす局地的な風害の発生に対する配慮
	廃棄物等	一般廃棄物及び産業廃棄物等の発生の抑制、再生利用及び減量化の促進、二次公害の発生に対する配慮
	光害等	生活環境及び動植物の生息・生育環境に及ぼす光害の発生に対する配慮
	バイオハザード	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす遺伝子組換え生物等の漏えい・排出に対する配慮
	電磁界	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす10KHz未満の漏えい電磁界に対する配慮
自然環境	水象	河川、海域等の流量・流路及び周辺地域の地下水かん養機能への影響に対する配慮
	緑地・動植物等	動植物の生息・生育環境、自然環境の保全及び創造に対する配慮
社会文化環境	地域社会	地域分断、交通安全等地域生活環境への影響に対する配慮
	景観	自然景観(地形を含む)、地域景観(色彩を含む)、眺望点等の保全・創造及び圧迫感の発生に対する配慮
	文化財等	有形文化財、旧跡・史跡・天然記念物、埋蔵文化財等の文化財及び名木・古木等に対する配慮
	安全	自然的・人工的災害に対する配慮
地球環境等	資源・エネルギー	資源・エネルギーを合理的・効率的に利用するための配慮
	ヒートアイランド	都市化に伴う気温の上昇に対する配慮
	地球温暖化等	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨等、地球規模的影響に対する配慮

※事業の種類によっては、ここに記載していない新たな配慮項目についても配慮する必要があります。

2 環境配慮の基本的事項

●●● (1) 周辺土地利用への適切な配慮と環境への負荷の低減 ●●●

開発事業等による環境への影響は、事業の規模や内容、周辺地域の環境特性によりその影響の程度・内容が異なってきます。計画によっては生活環境への著しい影響（大気汚染、水質汚濁等）が想定される場合もあり、業務地、工業地、住宅地、農地などそれぞれの地域の環境特性に応じた配慮を行う必要があります。なかでも、住工混在に代表される土地利用の混乱は様々な公害を引き起こす要因であり、現在の土地利用と調和のとれた開発となるよう配慮に努める必要があります。

工場建設などでは、工事や施設の稼働により大気・水質・騒音など生活環境への負荷が増大することが予想されます。良好な生活環境の維持を図るため、事業の計画に当たっては、各種法令等の基準に沿った配慮及び地域の環境特性に応じた配慮に加えて、最新技術の採用など最大限の配慮を併せて行い、環境への負荷のより一層の低減を図るよう努める必要があります。

●●● (2) 地域の自然環境への適切な配慮 ●●●

開発事業等の計画に当たっては、緑や水辺等地域の自然環境の特性を踏まえ、適切な配慮を講じる必要があります。このためには、計画地及びその周辺地域における環境の現況をあらかじめ正確に把握しておくこと、その上で、立地箇所の選定など事業の構想立案段階から環境への影響を考慮することが求められます。

緑や水辺は人々の暮らしにうるおいとやすらぎを与えてくれるものであり、住宅地が広がる都市地域においても人と自然が共生する生活環境を形成する不可欠な要素となっています。また、生物多様性の維持を図るため動植物の生息・生育空間を広範囲にまた連続的に確保する必要があり、事業の計画時にはこれらの観点からの配慮も必要です。

このため、河川の源流域を中心とするまとまった緑地、水辺、都市横浜の景観を創り出している優良な斜面緑地、農地、貴重な動植物、身近な里山の生物等、計画地及びその周辺の自然環境を極力保全するよう努める必要があります。また、改変を伴う場合には、環境変化に対する緩和措置を講じるとともに、地域の特性に応じて緑化や水辺の整備を行い、動植物の生息・生育環境としての質の向上を図るなど、良好な環境の創造に努める必要があります。

●●● (3) 循環型社会形成に向けた取組の推進と地球環境への配慮 ●●●

計画地及びその周辺地域の環境に係る配慮に加えて、循環型社会の形成や地球温暖化防止対策の推進など、より包括的・広域的な問題への配慮も個々の計画において考慮する必要があります。

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を目指して、廃棄物等の発生抑制や適正な処分の促進、資源の循環的利用を図ることが求められています。このため、事業の計画段階において、適切な資材の選択や耐久性の確保など循環型社会の形成という観点から配慮が必要です。

また、地球温暖化など地球環境問題への取組は、地域レベルでのきめ細かな対策が必要とされており、土地利用計画や建築物の設計など事業の計画段階から最大限の配慮を行う必要があります。

●●● (4) その他 ●●●

その他、以下に示す事項について配慮する必要があります。

- ア 「横浜市中期政策プラン」及び「都市計画マスタープラン」等との整合を図ること。
- イ 環境管理計画第2章に示された「市民・事業者に期待される行動」の実現に努めること。
- ウ 工事方法等については、地域環境と調和したものを採用するように努めること。

3 事業別配慮指針

〈対象事業の分類〉

事業調整要綱の事業分類に準じて、以下の10の事業に分類します。

- (1) 道路整備事業
- (2) 鉄道・軌道整備事業
- (3) 工場・事業場等新增設事業（自然科学研究所を含む）
- (4) 廃棄物処理施設新增設事業
- (5) 終末処理場新增設事業
- (6) 飛行場整備事業（ヘリポート等小型飛行場）
- (7) 公有水面埋立事業
- (8) 大規模建築物新設事業
- (9) 運動・レクリエーション施設等新設事業
- (10) 開発行為等土地の改変を伴う事業

〈工事における配慮事項〉

施工時に求められる配慮事項について、各事業に共通して一般的に考えられる配慮事項をまとめて記載します。

〈事業別配慮指針の構成〉

ア 配慮項目ごとの検討事項

大気汚染や水質汚濁等の配慮項目ごとに、環境に影響を及ぼすと一般的に想定される事柄を検討事項として記載。

イ 一般的配慮事項

計画立案に当たって配慮が必要と考えられる一般的な事項を記載。

ウ 具体的配慮事項

各配慮項目ごとに、本市等におけるこれまでの事例や研究成果等に基づき、配慮事項の例を記載。

〈その他〉

- ・水象における地下水かん養については、地域特性の考慮が必要であることから、地域別配慮指針も参照してください。
- ・災害については、各種法令等により安全基準等を規定していることから、本配慮指針では取り扱わないこととします。

● ● ● (1) 道路整備事業 ● ● ●

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検 討 事 項
大 気 汚 染	自動車排出ガス、換気塔排ガス等による周辺住民の健康及び生活環境への影響
水 質 汚 濁	トンネル壁・遮音壁の洗浄排水や路面排水等による周辺水域の水質への影響
土 壌 汚 染	トンネル掘削等に伴う薬液注入工による周辺地域の土壌及び地下水への影響
騒音、振動、 低周波音	自動車走行、換気所等の稼働及び建設工事に伴う騒音、振動、低周波音による周辺住民の健康及び生活環境への影響
地 盤 沈 下	トンネル掘削等に伴う地盤沈下による周辺地域の生活環境への影響
悪 臭	土壌掘削に伴う悪臭による周辺住民の健康及び生活環境への影響
電波障害、 日照障害	高架式構造等の採用、工事用万能鋼板塀及び換気所の設置による電波受信状態、日照時間等、周辺住民の生活環境への影響
廃棄物等	土地の改変やトンネル掘削等に伴う建設発生土等及び施設の供用に伴う廃棄物の発生による周辺住民の生活環境への影響
光 害 等	道路照明等による周辺地域の農作物、生物の生育・生息環境及び周辺住民の生活環境への影響
水 象	土地の改変やトンネル掘削による周辺水域の流量・流路及び周辺地域の地下水かん養機能への影響
緑地・動植物等	土地の改変による緑地の減少及び周辺地域の生物の生息・生育環境への影響
地 域 社 会	高架式構造等の採用、建設工事による地域分断、交通安全等、周辺住民の生活環境への影響
景 観	土地の改変に伴う地形の変化及び高架式構造等の採用、遮音壁等構造物の設置に伴う景観への影響及び圧迫感による周辺住民の生活環境への影響
文 化 財 等	土地の改変やトンネル掘削等に伴う文化財、名木・古木等の改変・消滅
省資源・省エネルギー	道路照明や換気所等の稼働に伴うエネルギーの大量消費
ヒートアイランド	道路面、コンクリート構造物等による太陽熱蓄積及び自動車排出ガスによるヒートアイランド現象の促進
地球温暖化等	自動車排出ガスの発生等及び熱帯木材使用による地球温暖化等への影響

イ 一般的配慮事項

- (ア) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を極力少なくする。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、悪臭、電波障害、日照障害、廃棄物等、光害等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財)
- (イ) ルート・構造等の選定に当たっては、住居の連たん部等に配慮し、地下構造等の採用に努める。(大気汚染、騒音、振動、低周波音、電波障害、日照障害、光害等、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等、ヒートアイランド)
- (ウ) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境についての情報を収集し、環境資

源や気象等の現況把握に努める。(大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、悪臭、光害等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)

(エ) 沿道の土地利用状況等に応じて、環境施設帯(植樹帯、歩道等)を設置するよう努める。(大気汚染、騒音、振動、低周波音、光害等、緑地・動植物等)

(オ) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び減量化に努める。(廃棄物等、省資源・省エネルギー)

(カ) ルート・構造等の選定に当たっては、生物の生息・生育環境や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避けるよう努める。(水象、緑地・動植物等、景観)

(キ) インターチェンジ、換気所等、道路施設の設置に当たっては、土地の改変面積を小さくするよう努める。(廃棄物等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)

(ク) ルート・構造等の選定に当たっては、地域に密着した施設の移転、地域分断及び文化財等の消滅・移転を避けるよう努める。(地域社会、文化財等)

ウ 具体的配慮事項

(ア) 大気汚染

- ・ 地下構造の場合には、トンネル坑口部からの漏れだしの影響を少なくするような換気方式を採用するとともに、換気塔排ガスは、高効率の集じん装置など最新の技術による適切な処理や、排ガスの拡散に努め、極力周辺大気環境に影響を及ぼさないようにする。
- ・ 大気浄化という緑の機能を踏まえ、可能な場所は常緑樹による植栽に努め、法面や壁面も極力緑化する。

(イ) 水質汚濁

- ・ トンネル洗浄水、路面排水等の性状及び周辺水域の状況に応じた高度処理施設の設置に努める。

(ウ) 騒音、振動、低周波音

- ・ 沿道の土地利用状況等や計画交通量に応じて、緩衝緑地帯、遮音壁、低騒音舗装の採用等、極力周辺地域へ影響を及ぼさないようにする。
- ・ 沿道にマンション等の高層建築物が存在する場合には、高さ方向の騒音についても十分配慮する。
- ・ 高架式構造の場合には、橋梁部における桁の剛性の強化、ジョイント部の段差の解消など、防振構造の採用に努める。

- ・換気所等の道路施設には、最新の低騒音・低振動型機器の採用に努める。

(工) 電波障害、日照障害

- ・橋梁、換気所、遮音壁など構造物の位置、高さ、材質等は、周辺地域のテレビジョン受信の現況を極力悪化させないように、また、日照障害により居住環境に著しい影響を及ぼさないよう配慮する。
- ・日照障害に配慮して透明な遮音壁を設置する場合には、清掃等機能の維持に努める。

(オ) 廃棄物等

- ・極力土工量を抑制するとともに、建設発生土は計画地内利用に努める。
- ・建設廃棄物の削減・再資源化に努める。
- ・建設発生土やコンクリート塊など建設副産物の有効利用に努める。

(カ) 光害等

- ・道路やサービスエリア等の照明は、周辺地域の農作物や野生生物の生育・生息環境への著しい影響や、周辺的生活環境への影響が生じないように、光源の種類、角度、配置等に配慮する。

(キ) 水象

- ・一時的に集中する雨水による水生生物の流出等为了避免するため、遊水池等の設置により、分散排水に努める。
- ・掘削等による周辺地域の地下水位の変動に配慮する。
- ・地域の地下水かん養機能を保全するため、緑化、透水性舗装の採用、雨水浸透柵等の雨水浸透施設の設置などに努める。

(ク) 緑地・動植物等

- ・緩衝施設帯、法面、残地等は極力緑化するとともに、緑化に際しては、多様な植物の混植や郷土種中心の植栽に努め、生物生息環境の確保や周辺緑地との連続性に配慮する。
- ・開削工法によって緑地や農地等をやむを得ず改変する場合には、その復元や緑化に努める。
- ・既存の植生を改変する場合には、表土を極力保管し、植栽に再利用するなど、環境資源としての保全・活用に努める。
- ・生物生息域の分断・改変が想定される場合には、各種カルバート等動物の移動経路の確保、代替地の確保等により、その影響の緩和に努める。
- ・貴重種、注目種及び大径木等の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、極力近接地に移植・移転する等、その保存に努める。また、移植に際しては計画段階から手法、工法を検討し、適切な保全に努める。

- ・水辺や食餌木、草地などの身近な生物生息空間を積極的に回復、創造するよう努める。
- ・道路構造物の下の直接雨水の当たらない植栽に雨水を導入するなど、維持管理に配慮した構造の採用に努める。

(ケ) 地域社会

- ・歩行者通路や付け替え道路等を必要に応じて確保し、歩行者の安全や利便性に配慮する。
- ・高架式構造の場合には、その高架下利用について地域住民のニーズに配慮する。

(コ) 景観

- ・自然地形を活かしたルート線形にするなど、高盛土や深切土を極力回避し、周辺と調和した造成計画高とする。
- ・道路の構造、色彩については、主要な眺望点からの景観及び歴史的建造物等の周辺景観に配慮するとともに、圧迫感の軽減に努める。
- ・道路構造物と調和する、景観に配慮した植栽を行う。

(サ) 文化財等

- ・地域の特徴となる名木・古木や景観木などは、極力その場で活用するよう配慮する。
- ・沿道に神社・仏閣や歴史的建造物等が近接して存在する場合には、その景観を著しく損なわないよう配慮する。
- ・埋蔵文化財等が存在する場合には、必要に応じて、調査記録の実施及び周辺環境と一体的な保全、適切な活用に努める。

(シ) 省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等

- ・道路照明器具や換気所、トンネルにおける送風機等は、最新の省エネルギー型機器の採用に努める。
- ・透水性舗装の採用や分離帯、法面等の緑化に努める。
- ・建設発生土やコンクリート塊など建設副産物の有効利用に努める。

● ● ● (2) 鉄道・軌道整備事業 ● ● ●

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検 討 事 項
大 気 汚 染	電車等の運行に伴う金属粉じんの飛散、工事用車両等の排出ガスによる沿線住民の健康及び生活環境への影響
水 質 汚 濁	車両洗浄排水等による周辺水域の水質への影響
土 壌 汚 染	トンネル掘削等に伴う薬液注入工による周辺地域の土壌及び地下水への影響
騒音、振動、 低周波音	電車等の運行、換気所の稼働及び建設工事に伴う騒音、振動、低周波音による沿線住民の健康及び生活環境への影響
地 盤 沈 下	トンネル掘削等に伴う地盤沈下による周辺地域の生活環境への影響
悪 臭	土壌掘削に伴う悪臭による周辺住民の健康及び生活環境への影響
電波障害、 日照障害	高架式構造等の採用、遮音壁及び工事用万能鋼板塀の設置による電波受信状態、日照時間等、沿線住民の生活環境への影響
廃棄物等	土地の改変やトンネル掘削等に伴う建設発生土等及び施設の供用に伴う廃棄物の発生による沿線住民の生活環境への影響
電 磁 界	リニアモーター車両の運行や変電所設置に伴う漏えい電磁界による沿線住民及び乗客の健康への影響
水 象	土地の改変やトンネル掘削による周辺水域の流量・流路や地下水位への影響及び周辺地域の地下水かん養機能への影響
緑地・動植物等	土地の改変による緑地の減少及び周辺地域の生物の生息・生育環境への影響
地 域 社 会	高架式構造等の採用、建設工事による地域分断、交通安全等、沿線住民の生活環境への影響
景 観	土地の改変に伴う地形の変化及び高架式構造等の採用による景観への影響及び圧迫感による沿線住民の生活環境への影響
文 化 財 等	土地の改変やトンネル掘削等に伴う文化財、名木・古木等の改変・消滅
省資源・省エネルギー	電車等の運行や駅舎の照明によるエネルギーの大量消費
地球温暖化等	電車等の運行に伴う電力の大量消費及び熱帯木材使用による地球温暖化等への影響

イ 一般的配慮事項

- (ア) ルート・構造等の選定に当たっては、地形や沿線の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を極力少なくする。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、悪臭、電波障害、日照障害、光害等、廃棄物等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)
- (イ) ルート・構造等の選定に当たっては、沿線の住居連たん部等に配慮し、地下構造等の採用に努める。(大気汚染、騒音、振動、低周波音、電波障害、日照障害、光害等、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)
- (ウ) ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握に努める。(騒音、振動、低周波音、水質汚濁、地盤沈

- 下、悪臭、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)
- (工) 沿線の土地利用状況等に応じて、環境施設帯（植樹帯、歩道等）を設置するよう努める。（騒音、振動、低周波音）
- (オ) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び減量化に努める。（廃棄物等、省資源・省エネルギー）
- (カ) ルート・構造等の選定に当たっては、生物の生息・生育環境や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避けるよう努める。（水象、緑地・動植物等、景観）
- (キ) 車両基地等の設置に当たっては、土地の改変面積を小さくするよう努める。（廃棄物等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等）
- (ク) ルート・構造等の選定に当たっては、地域に密着した施設の移転、地域分断及び文化財等の消滅・移転を避けるよう努める。（地域社会、文化財等）

ウ 具体的配慮事項

- (ア) 水質汚濁
- ・ 車両洗浄水等の性状及び周辺水域の状況に応じた高度処理施設の設置に努める。
- (イ) 騒音、振動、低周波音
- ・ 沿線の土地利用状況等に応じて、防音壁の設置、シェルターの設置等により、極力周辺地域へ影響を及ぼさないようにする。
 - ・ 沿線にマンション等の高層建築物が近接して存在する場合には、高さ方向の騒音についても十分配慮する。
 - ・ 換気塔を設置する場合には、必要に応じ消音装置の設置等の対策を行う。
 - ・ 騒音、振動、低周波音を極力低減させるような構造形式、線形及び車両の導入に努める。
 - ・ 軌道構造については、ロングレールの採用、重量レールの採用、最新のレール接合方式の採用等により、騒音、振動等の低減に努める。
 - ・ 高架式構造の場合には、コンクリート桁等、防振構造の採用に努める。
- (ウ) 電波障害、日照障害
- ・ 高架構造等の採用、遮音壁、駅舎など構造物の位置、高さ、材質等は、周辺地域のテレビジョン受信の現況を極力悪化させないように、また、日照障害により居住環境に著しい影響を及ぼさないよう配慮する。
- (エ) 廃棄物等
- ・ 極力土工量を抑制するとともに、建設発生土は計画地内利用に努める。

- ・建設廃棄物の削減・再資源化に努める。

(オ) 電磁界

- ・変電所等からの漏えい電磁界を極力抑制するよう、配置等配慮する。

(カ) 水象

- ・掘削等による周辺地域の地下水位の変動に配慮する。
- ・地域の地下水かん養機能を保全するため、緑化、透水性舗装の採用、雨水浸透柵等の雨水浸透施設の設置などに努める。

(キ) 緑地・動植物等

- ・緩衝施設帯、法面、残地等は極力緑化するとともに、緑化に際しては、多様な植物の混植や郷土種中心の植栽に努め、生物生息環境の確保や周辺緑地との連続性に配慮する。
- ・開削工法により緑地や農地等をやむを得ず改変する場合には、その復元や緑化に努める。
- ・既存の植生を改変する場合には、表土を極力保管し、植栽に再利用するなど、環境資源としての保全・活用に努める。
- ・生物生息域の分断・改変が想定される場合には、各種カルバート等動物の移動経路の確保、代替地の確保等により、その影響の緩和に努める。
- ・貴重種、注目種及び大径木等の生育地をやむを得ず改変する場合には、極力近接地に移植・移転する等、その保存に努める。また、移植に際しては計画段階から手法、工法を検討し、適切な保全に努める。

(ク) 地域社会

- ・歩行者通路や付け替え道路等を必要に応じて確保し、歩行者及び乗客の安全や利便性に配慮する。
- ・高架式構造の場合には、その高架下利用について地元住民のニーズに配慮する。

(ケ) 景観

- ・自然地形を活かしたルート線形にするなど、高盛土や深切土を極力回避し、周辺と調和した造成計画高とする。
- ・高架式構造や盛土式構造の場合には、主要な眺望点からの景観及び歴史的建造物等の周辺景観に配慮するとともに、色彩等の配慮によって圧迫感の軽減に努める。

(コ) 文化財等

- ・地域の特徴となる名木・古木や景観木などは、極力その場で活用するよう配慮する。
- ・沿線に神社・仏閣や歴史的建造物等が近接して存在する場合には、その景観を著しく損なわないよう配慮する。

- ・埋蔵文化財等が存在する場合には、必要に応じて、調査記録の実施及び周辺環境と一体的な保全、適切な活用に努める。

(サ) 省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等

- ・駅舎、ホームなどの照明器具等は、最新の省エネルギー型機器の採用に努める。
- ・電車等は省エネルギー型の車両等の導入に努める。
- ・植栽への散水など、雨水や下水処理水の有効利用に努める。

●●● (3) 工場・事業場等新增設事業 (自然科学研究所を含む) ●●●

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
大気汚染	施設の稼働や解体工事等に伴うばい煙、粉じん、有害化学物質等及び工事用車両等の排出ガスによる周辺住民の健康及び生活環境への影響
水質汚濁	施設の稼働及び建設工事に伴う汚濁水、有害化学物質等による周辺水域の水質への影響
土壌汚染	施設の稼働及び建設工事に伴う有害化学物質等の蓄積、浸透、溶出による周辺地域の土壌及び地下水への影響
騒音、振動、低周波音	施設の稼働及び建設工事等に伴う騒音、振動、低周波音による周辺住民の健康及び生活環境への影響
地盤沈下	建設工事及び地下水汲み上げに伴う地盤沈下による周辺地域の生活環境への影響
悪臭	施設の稼働に伴う悪臭による周辺住民の健康及び生活環境への影響
電波障害、日照障害	工場建屋や煙突等の設置に伴う電波受信状態及び日照時間等、周辺住民の生活環境への影響及び白煙による日照障害
風害	工場建屋等高層建築物の設置に伴うビル風の発生による周辺住民等の生活環境への影響
廃棄物等	施設の稼働及び建設工事に伴う廃棄物等の発生による周辺住民の生活環境への影響
光害等	航空障害灯や終夜灯及び建築物壁面の反射光による周辺住民の生活環境や動植物の生息・生育環境への影響
バイオハザード	遺伝子組換え等バイオテクノロジーに係る研究等で扱う生物の漏えい・排出による人の健康及び生活環境への影響
電磁界	施設の稼働に伴う漏えい電磁界による周辺住民の健康への影響
水象	施設の稼働及び建設工事に伴う地下水汲み上げ、地下水脈の分断等による周辺地域の地下水位や地下水かん養機能への影響及び排水による周辺水域の流量・流速への影響
緑地・動植物等	土地の改変に伴う緑地の減少、生物の生息・生育環境への影響及び施設の稼働に伴う冷・温排水による周辺水域の水生生物の生息・生育環境への影響
地域社会	施設の設置及び建設工事に伴う地域分断等周辺住民の生活環境への影響及び白煙による視界不良
景観	工場建屋や煙突等の設置及び白煙による景観への影響
文化財等	施設の稼働や建設工事に伴う文化財等の改変・消滅
資源・エネルギー	施設の稼働に伴う電力や燃料等の使用による資源・エネルギーの大量消費
ヒートアイランド	土地の改変に伴う緑地の減少及び施設の稼働に伴う熱エネルギーの大量放出によるヒートアイランド現象の促進
地球温暖化等	施設の稼働や物流車両等の走行に伴う温室効果ガス等の排出による地球温暖化等への影響

イ 一般的配慮事項

(ア) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を極力少なくする。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、悪臭、電波障害、日照障害、風害、廃棄物等、光害等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)

- (イ) 製造過程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、有害化学物質等を極力抑制する。また、環境への負荷の少ない製品の研究開発や製造に努める。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、省資源・省エネルギー、地球温暖化等)
- (ウ) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境についての情報を収集し、環境資源や大気汚染、騒音、気象等の現況把握に努める。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、悪臭、光害等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)
- (エ) 敷地外周部は、緩衝緑地帯を設置するよう努める。(大気汚染、騒音、振動、低周波音、緑地・動植物等、景観)
- (オ) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び減量化に努める。(廃棄物等、省資源・省エネルギー)
- (カ) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、生物の生息・生育環境や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避けるよう努める。(水象、緑地・動植物等、景観)
- (キ) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、地域に密着した施設の移転、地域分断及び文化財等の消滅・移転を避けるよう努める。(地域社会、文化財等)
- (ク) 省資源・省エネルギーに配慮し、温室効果ガス等の不使用及び排出抑制に努める。(省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等)

ウ 具体的配慮事項

- (ア) 大気汚染
 - ・燃料・熱源は、極力電気又はガスを使用する。
 - ・ばい煙発生施設等は、最新の低公害型施設や技術を採用する。
 - ・ばい煙発生施設等は必要に応じ、排出ガス対策として、高効率の排ガス処理装置等を設置するとともに、高煙突化等により、排出ガスの拡散に努める。
 - ・ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、ばいじん等、ばい煙排出量を極力現状（年間排出量）以下にする。
 - ・ダイオキシン類、ベンゼン等の有害化学物質を極力抑制する製造工程等とするとともに、必要に応じ、高効率の処理装置を設置する。
 - ・タンカー等船舶を使用する場合には、ばい煙対策として、A重油など良質燃料の供給、陸上電源の供給に努める。
 - ・ガソリン、ナフサ、ベンゼン等の炭化水素類を船舶出荷等する場合には、その回収・処理装置を設置し、極力揮散を防止する。

(イ) 水質汚濁

- ・ 製造工程排水等の性状及び周辺の公共水域の状況に応じた高度処理施設を設置するとともに、有効利用に努める等、極力排水量を削減する。
- ・ 施設の更新、増設あるいは排水量が増える場合には、COD、BOD、SS等の負荷量は極力現状（年間排出量）以下にする。
- ・ 有害化学物質の発生を極力抑制する製造方法等とするとともに、必要に応じ、高効率の処理装置を設置する。
- ・ 製造工程で油を取り扱う場合あるいは船舶を使用する場合には、油漏れによる海洋等の汚染を防止する。

(ウ) 土壌汚染

- ・ 有害化学物質を製造・使用する工程や保管施設の設置に当たっては、工程管理の徹底や飛散・漏えい防止対策を講じることによって、土壌及び地下水に影響を及ぼさないようにする。

(エ) 騒音、振動、低周波音

- ・ 騒音、振動等の発生源は、住宅地等から離す等その配置に配慮するとともに、遮音性の高い建屋内に設置する、防振用バネを設置する、基礎を堅固なものにする等、周辺への影響に配慮する。
- ・ 製造工程等で使用する機器類は、最新の低騒音・低振動型機器の採用に努める。

(オ) 悪臭

- ・ 悪臭発生施設は、極力密閉性の高い建屋内に収納するとともに、活性炭吸着処理装置、触媒酸化処理装置等、高効率の脱臭装置の設置に努める。
- ・ 製造装置の運転停止時における悪臭の発生を防止するため、装置内残存ガスのフレアースタックへの導入や可搬式悪臭処理装置の採用など、適切な対策を行う。

(カ) 電波障害、日照障害

- ・ 工場建屋や煙突等を設置する場合には、周辺地域のテレビジョン受信の現況を極力悪化させないよう、また、日照障害により居住環境に著しい影響を及ぼさないよう、配置、高さ、壁面素材等に配慮する。
- ・ 煙突や冷却塔から排出される大量の白煙によって、周辺地域の日照時間等に影響を及ぼさないよう、煙突、冷却塔の位置、排出高さ及び排煙温度に配慮する。

(キ) 風害

- ・ ビル風が極力発生しないよう配置、形状等に配慮する。

(ク) 廃棄物等

- ・ 製造工程等から廃棄物を発生させないよう、製造方法や原材料について予め十分検

討・配慮する。

- ・ やむを得ず発生した廃棄物は、再使用、再生利用及び減量化に努める。
- ・ 極力土工量を抑制するとともに、建設発生土は計画地内利用に努める。

(ケ) 光害等

- ・ 外壁の反射光による周辺的生活環境等への影響を低減させるよう、外壁材の種類に配慮する。
- ・ 装置類や敷地内道路に設置する終夜灯は、周辺的生活環境等への影響が生じないよう、光源の種類、角度、配置等に配慮する。

(コ) バイオハザード

- ・ 安全性の高い生物材料を選定するとともに、安全キャビネットを設置する等、作業内容に応じた排出・漏えい防止対策を行う。

(サ) 電磁界

- ・ 変電所や核磁気共鳴装置（NMR）等、電磁界を発生する施設等を設置する場合には、その配置に配慮するとともに、シェルターなどによって電磁界を遮断し、外部に影響を及ぼさないようにする。

(シ) 水象

- ・ 施設の稼働に伴う用水は、極力工業用水や上水を使用し、地下水の利用を抑制する。
- ・ 地域の地下水かん養機能を保全するため、透水性舗装の採用、緑化、雨水浸透柵等の雨水浸透施設の設置などに努める。
- ・ 冷・温排水については、排水量及び流速に配慮する。

(ス) 緑地・動植物等

- ・ 緩衝帯、法面、残地等は極力植栽するとともに、屋上緑化等の手法も含め、敷地内は極力緑化する。
- ・ 緑化に際しては、多様な植物の混植や郷土種中心の植栽に努め、生物生息環境の確保や周辺緑地との連続性に配慮する。
- ・ 生物生息域の分断・改変が想定される場合には、各種カルバート等動物の移動経路の確保、代替地の確保等により、その影響の緩和に努める。
- ・ 貴重種、注目種及び大径木等の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、極力近接地に移植・移転する等、その保存に努める。また、移植に際しては計画段階から手法、工法を検討し、適切な保全に努める。
- ・ 既存の植生を改変する場合には、表土を極力保管し、植栽に再利用するなど、環境資源としての保全・活用に努める。
- ・ 冷・温排水については、生物相への影響を考慮し、排水温度に配慮する。

(七) 地域社会

- ・ 歩行者通路や付け替え道路等を必要に応じて確保し、歩行者の安全や利便性に配慮する。
- ・ 煙突や冷却塔から排出される大量の白煙によって、周辺地域の道路等で視界不良等の影響が生じないように、煙突、冷却塔の位置、排出高さ及び排煙温度に配慮する。
- ・ 体育館やテニスコートなどの厚生施設や広場等は、可能な限り市民に開放するよう配慮する。

(ソ) 景観

- ・ 高盛土や深切土を極力回避し、周辺に調和した造成計画高とする。
- ・ 施設建屋や煙突などの建造物の位置、高さ、形状、色彩は、主要な眺望点からの景観及び歴史的建造物等の周辺景観と調和するよう配慮するとともに、圧迫感の軽減にも努める。
- ・ 煙突や冷却塔から排出される大量の白煙によって、周辺地域の景観に影響を及ぼさないよう、煙突、冷却塔の位置、排出高さ及び排煙温度に配慮する。
- ・ 駐車場、広場等は積極的に緑化する。
- ・ 周辺景観との調和に配慮した屋上緑化等、植栽に努める。

(タ) 文化財等

- ・ 地域の特徴となる名木・古木や景観木などは、極力その場で活用するよう配慮する。
- ・ 神社・仏閣や歴史的建造物等が近接して存在する場合には、その景観を著しく損なわないよう配慮する。
- ・ 埋蔵文化財等が存在する場合には、必要に応じて、調査記録の実施及び周辺環境と一体的な保全、適切な活用に努める。

(チ) 省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等

- ・ 製造装置や照明器具等は、最新の省エネルギー型機器の採用に努める。
- ・ 廃熱など未利用エネルギーの有効利用や低公害型コージェネレーションシステム（熱電併給システム）の採用に努める。
- ・ 植栽への散水など、雨水の有効利用に努める。
- ・ 構内道路や歩道における透水性舗装の採用や屋上緑化等敷地内緑化に努める。
- ・ 適切な燃料・熱源の採用等により、温室効果ガス及び酸性雨原因物質の排出抑制、オゾン層破壊物質の不使用及び排出抑制に努める。
- ・ 原材料に熱帯木材を使用しないよう努める。

●●● (4) 廃棄物処理施設新增設事業 ●●●

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検 討 事 項
大 気 汚 染	施設の稼働や解体工事等に伴うばい煙、粉じん、有害化学物質等及び収集運搬車等の排出ガスによる周辺住民の健康及び生活環境への影響
水 質 汚 濁	施設の稼働・供用及び建設工事に伴う汚濁水、有害化学物質等による周辺水域の水質への影響
土 壌 汚 染	施設の稼働・供用及び解体工事等に伴う有害化学物質等の蓄積、浸透、溶出による周辺地域の土壌及び地下水への影響
騒音、振動、 低周波音	施設の稼働、建設工事及び収集運搬車の走行等に伴う騒音、振動、低周波音による周辺住民の健康及び生活環境への影響
地 盤 沈 下	建設工事及び地下水汲み上げに伴う地盤沈下による周辺地域の生活環境への影響
悪 臭	施設の稼働・供用及び収集運搬車の走行・洗浄に伴う悪臭による周辺住民の健康及び生活環境への影響
電波障害、 日照障害	施設建屋や煙突の設置に伴う電波受信状態及び日照時間等、周辺住民の生活環境への影響及び白煙による日照障害
風 害	施設建屋や煙突などの高層建築物の設置に伴うビル風の発生による周辺住民等の生活環境への影響
廃 棄 物 等	施設の稼働・供用及び建設工事・解体工事に伴う廃棄物等の発生による周辺住民の健康及び生活環境への影響
光 害 等	航空障害灯及び終夜灯による周辺住民の生活環境や動植物の生息・生育環境への影響
水 象	施設の稼働及び建設工事に伴う地下水汲み上げ、地下水脈の分断等による周辺地域の地下水位や地下水かん養機能への影響及び排水による周辺水域の流量・流速への影響
緑地・動植物等	土地の改変に伴う緑地の減少、生物の生息・生育環境への影響
地 域 社 会	施設の設置及び建設工事に伴う地域分断等周辺住民の生活環境への影響及び白煙による視界不良
景 観	施設建屋や煙突の設置及び白煙による景観への影響
文 化 財 等	施設の稼働や建設工事に伴う文化財等の改変・消滅
資源・エネルギー	施設の稼働に伴う電力や用水の使用による資源・エネルギーの大量消費
ヒート アイランド	土地の改変に伴う緑地の減少及び施設の稼働等に伴う熱エネルギーの大量放出によるヒートアイランド現象の促進
地球温暖化 等	施設の稼働や収集運搬車の走行等に伴う温室効果ガス等の排出による地球温暖化等への影響

イ 一般的配慮事項

(ア) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を極力少なくする。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、悪臭、電波障害、日照障害、風害、廃棄物等、光害等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)

(イ) 廃棄物の処理・処分工程で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害物

質等を極力抑制する。また、環境への負荷の少ない廃棄物処理技術の研究開発や低公害収集運搬車の使用に努める。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、省資源・省エネルギー、地球温暖化等)

- (ウ) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境についての情報を収集し、環境資源や大気汚染、騒音、気象等の現況把握に努める。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、悪臭、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)
- (エ) 敷地外周部は、緩衝緑地帯を設置するよう努める。(大気汚染、騒音、振動、低周波音、緑地・動植物等、景観)
- (オ) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び減量化に努める。(廃棄物等、省資源・省エネルギー)
- (カ) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、生物の生息・生育環境や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避けるよう努める。(水象、緑地・動植物等、景観)
- (キ) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、地域に密着した施設の移転、地域分断及び文化財等の消滅・移転を避けるよう努める。(地域社会、文化財等)
- (ク) 省資源・省エネルギーに配慮し、温室効果ガス等の不使用及び排出抑制に努める。(省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等)

ウ 具体的配慮事項

(ア) 大気汚染

- ・ 焼却ごみ以外の燃料・熱源は、極力電気又はガスを使用する。
- ・ ばい煙発生施設等は、最新の低公害型施設や技術を採用する。
- ・ ばい煙発生施設等は必要に応じ、排出ガス対策として、高効率の排ガス処理装置等を設置するとともに、高煙突化等により、排出ガスの拡散にも努める。
- ・ ばい煙発生施設を更新あるいは増設する場合には、窒素酸化物、ばいじん等、ばい煙排出量を極力現状（年間排出量）以下にする。
- ・ ダイオキシン類等の有害化学物質の排出を極力抑制する処理・処分工程とするとともに、必要に応じ、高効率の処理装置を設置する。
- ・ 粉じん発生施設は、粉じんの飛散、排出防止に努め、必要に応じ高効率の集じん装置を設置する。

(イ) 水質汚濁

- ・ 廃棄物の処理・処分工程排水等の性状及び周辺の公共水域の状況に応じた高度処理

施設を設置するとともに、有効利用に努める等、極力排水量を削減する。

- ・施設の更新、増設あるいは排水量が増える場合には、COD、BOD、SS等の負荷量は極力現状（年間排出量）以下にする。
- ・ダイオキシン類等の有害化学物質の排出を極力抑制する処理・処分工程とするとともに、必要に応じ、高効率の処理装置を設置する。

(ウ) 土壌汚染

- ・有害化学物質を含む廃棄物の処理・処分工程や保管施設の設置に当たっては、工程管理の徹底や飛散・漏えい防止対策を講じることによって、土壌及び地下水に影響を及ぼさないようにする。

(エ) 騒音、振動、低周波音

- ・騒音、振動等の発生源は、住宅地等から離す等その配置に配慮するとともに、遮音性の高い建屋内に設置する、防振用バネを設置する、基礎を堅固なものにする等、周辺への影響に配慮する。
- ・廃棄物の処理・処分工程で使用する機器類は、最新の低騒音・低振動型機器の採用に努める。

(オ) 悪臭

- ・悪臭発生施設は、極力密閉性の高い建屋内に収納するとともに、活性炭吸着処理装置、触媒酸化処理装置等、高効率の脱臭装置の設置に努める。
- ・最終処分施設からの悪臭公害を防止するため、焼却物の完全燃焼の徹底や速やかな覆土等の対策に努める。

(カ) 電波障害、日照障害

- ・施設建屋や煙突を設置する場合には、周辺地域のテレビジョン受信の現況を極力悪化させないように、また、日照障害により居住環境に著しい影響を及ぼさないよう、配置、高さ、形状等に配慮する。
- ・煙突や冷却塔から排出される大量の白煙によって、周辺地域の日照時間等に影響を及ぼさないよう、煙突、冷却塔の位置、排出高さ及び排煙温度に配慮する。

(キ) 風害

- ・ビル風が極力発生しないよう配置、形状等に配慮する。

(ク) 廃棄物等

- ・廃棄物の処理・処分工程から新たな廃棄物を極力発生させないように、処理・処分方法についてあらかじめ十分検討・配慮する。
- ・やむを得ず発生した廃棄物は、再使用、再生利用及び減量化に努める。
- ・極力土工量を抑制するとともに、建設発生土は計画地内利用に努める。

(ケ) 光害等

- ・ 処理・処分施設や敷地内道路に設置する終夜灯は、周辺的生活環境等への影響が生じないように、光源の種類、角度、配置等に配慮する。

(コ) 水象

- ・ 施設の稼働に伴う用水は、極力工業用水や上水を使用し、地下水の使用を抑制する。
- ・ 地域の地下水かん養機能を保全するため、透水性舗装の採用、緑化、雨水浸透柵等の雨水浸透施設の設置などに努める。
- ・ 排水については、排水量及び流速に配慮する。

(サ) 緑地・動植物等

- ・ 緩衝帯、法面、残地等は極力植栽するとともに、屋上緑化等の手法も含め、敷地内は極力緑化する。
- ・ 緑化に際しては、多様な植物の混植や郷土種中心の植栽に努め、生物生息環境の確保や周辺緑地との連続性に配慮する。
- ・ 生物生息域の分断・改変が想定される場合には、各種カルバート等動物の移動経路の確保、代替地の確保等により、その影響の緩和に努める。
- ・ 貴重種、注目種及び大径木等の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、極力近接地に移植・移転する等、その保存に努める。また、移植に際しては計画段階から手法、工法を検討し、適切な保全に努める。
- ・ 既存の植生を改変する場合には、表土を極力保管し、植栽に再利用するなど、環境資源としての保全・活用に努める。

(シ) 地域社会

- ・ 歩行者通路や付け替え道路等を必要に応じて確保し、歩行者の安全や利便性に配慮する。
- ・ 煙突や冷却塔から排出される大量の白煙によって、周辺地域の道路等で視界不良等の影響が生じないように、煙突、冷却塔の位置、排出高さ及び排煙温度に配慮する。
- ・ 体育館やテニスコートなどの厚生施設や広場等は、可能な限り市民に開放するよう配慮する。

(ス) 景観

- ・ 高盛土や深切土を極力回避し、周辺と調和した造成計画高とする。
- ・ 施設建屋や煙突などの構造物の位置、高さ、形状及び色彩は、主要な眺望点からの景観及び歴史的建造物等の周辺景観と調和するよう配慮するとともに、圧迫感の軽減にも努める。
- ・ 煙突や冷却塔から排出される大量の白煙によって、周辺地域の景観に影響を及ぼさ

ないよう、煙突、冷却塔の位置、排出高さ及び排煙温度に配慮する。

- ・ 駐車場、広場等は積極的に緑化する。
- ・ 周辺景観との調和に配慮した屋上緑化等、植栽に努める。

(セ) 文化財等

- ・ 地域の特徴となる名木・古木や景観木などは、極力その場で活用するよう配慮する。
- ・ 神社・仏閣や歴史的建造物等が近接して存在する場合には、その景観を著しく損なわないよう配慮する。
- ・ 埋蔵文化財等が存在する場合には、必要に応じて、調査記録の実施及び周辺環境と一体的な保全、適切な活用に努める。

(ソ) 省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等

- ・ 処理・処分施設や照明器具等は、最新の省エネルギー型機器の採用に努める。
- ・ 廃熱など未利用エネルギーの有効利用や低公害型コージェネレーションシステム（熱電供給システム）の採用に努める。
- ・ 植栽への散水など、雨水の有効利用に努める。
- ・ 構内道路や歩道における透水性舗装の採用や屋上緑化等敷地内緑化に努める。
- ・ 適切な燃料・熱源の採用等により、温室効果ガス及び酸性雨原因物質の排出抑制、オゾン層破壊物質の不使用及び排出抑制に努める。

● ● ● (5) 終末処理場新增設事業 ● ● ●

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検 討 事 項
大 気 汚 染	施設の稼働や建設工事に伴うばい煙、粉じん、有害化学物質及び工事用車両等の排出ガスによる周辺住民の健康及び生活環境への影響
水 質 汚 濁	施設の稼働及び建設工事に伴う汚濁水、有害化学物質等による周辺水域の水質への影響
土 壌 汚 染	施設の稼働及び建設工事に伴う有害化学物質等の蓄積、浸透、溶出による周辺地域の土壌及び地下水への影響
騒音、振動、 低周波音	施設の稼働及び建設工事等に伴う騒音、振動、低周波音による周辺住民の健康及び生活環境への影響
地 盤 沈 下	建設工事及び地下水汲み上げに伴う地盤沈下による周辺地域の生活環境への影響
悪 臭	施設の稼働に伴う悪臭による周辺住民の健康及び生活環境への影響
廃 棄 物 等	施設の稼働及び建設工事に伴う廃棄物等の発生による周辺住民の生活環境への影響
水 象	施設の稼働及び建設工事に伴う地下水汲み上げによる周辺地域の地下水位や地下水かん養機能への影響及び放流水による周辺水域の流量・流速への影響
緑 地 ・ 動 植 物 等	土地の改変に伴う緑地の減少、生物の生息・生育環境への影響及び施設の稼働に伴う温排水による周辺水域の水生生物の生息・生育環境への影響
地 域 社 会	施設の設置及び建設工事に伴う地域分断等周辺住民の生活環境への影響
景 観	施設建屋や煙突の設置による景観への影響
文 化 財 等	施設の稼働や建設工事に伴う文化財等の改変・消滅
省 電 省 エ ン エ ル ジ ー	施設の稼働に伴う電力や燃料の使用による資源・エネルギーの大量消費
ヒ ー ト ア イ ラ ン ド	土地の改変に伴う緑地の減少及び施設の稼働等に伴う熱エネルギーの大量放出によるヒートアイランド現象の促進
地球温暖化等	施設の稼働に伴う温室効果ガス等の排出による地球温暖化等への影響

イ 一般的配慮事項

- (ア) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、地形や周辺土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を極力少なくする。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、悪臭、廃棄物等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)
- (イ) 下水処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質等を極力抑制するよう努める。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭)
- (ウ) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境についての情報を収集し、環境資源や大気汚染、騒音、気象等の現況把握に努める。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、悪臭、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)
- (エ) 敷地外周部は、緩衝緑地帯を設置するよう努める。(大気汚染、騒音、振動、低周

波音、緑地・動植物等、景観)

- (オ) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び減量化に努める。(廃棄物等、省資源・省エネルギー)
- (カ) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、生物の生息・生育環境や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避けるよう努める。(水象、緑地・動植物等、景観)
- (キ) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、地域に密着した施設の移転、地域分断及び文化財等の消滅・移転を避けるよう努める。(地域社会、文化財等)
- (ク) 下水処理水の熱利用及び未利用エネルギーの有効利用等、省資源・省エネルギーに配慮し、温室効果ガス等の不使用及び排出抑制に努める。(省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等)

ウ 具体的配慮事項

(ア) 大気汚染

- ・ ばい煙発生施設等の燃料は、極力ガスを使用する。
- ・ ばい煙発生施設等は、最新の低公害型施設や技術を採用する。
- ・ ばい煙発生施設等は必要に応じ、排出ガス対策として、高効率の排ガス処理装置を設置するとともに、高煙突化等により、排出ガスの拡散にも努める。
- ・ ダイオキシン類等の有害化学物質の発生・排出を極力抑制する処理工程とするとともに、必要に応じ、高効率の処理装置を設置する。

(イ) 水質汚濁

- ・ 下水は、極力窒素・りん除去などの高度処理を行う。
- ・ ダイオキシン類等の有害化学物質の排出を極力抑制する処理工程とするとともに、必要に応じ、高効率の処理装置を設置する。

(ウ) 土壌汚染

- ・ 有害化学物質を含む汚泥の処理工程や保管施設の設置に当たっては、工程管理の徹底や飛散・漏えい防止対策を講じることによって、周辺地域の土壌及び地下水に影響を及ぼさないようにする。

(エ) 騒音、振動、低周波音

- ・ 騒音、振動等の発生源は、住宅地等から離す等その配置に配慮するとともに、遮音性の高い建屋内に収納する、防振用バネを設置する、基礎を堅固なものにする等、周辺への影響に配慮する。
- ・ 下水及び汚泥の処理工程で使用する機器類は、最新の低騒音・低振動型機器の採用

に努める。

(オ) 悪臭

- ・悪臭発生施設は、極力密閉性の高い建屋内に収納するとともに、活性炭吸着処理装置、土壌脱臭処理装置等、高効率の脱臭装置の設置に努める。

(カ) 廃棄物等

- ・下水及び汚泥の処理工程から極力廃棄物を発生させないように、処理方法についてあらかじめ十分検討、配慮する。
- ・やむを得ず発生した廃棄物は、再使用、再生利用及び減量化に努める。
- ・極力土工量を抑制するとともに、建設発生土は計画地内利用に努める。

(キ) 水象

- ・施設の稼働に伴う用水は、極力工業用水や上水を使用し、地下水の使用を抑制する。
- ・地域の地下水かん養機能を保全するため、透水性舗装の採用、緑化、雨水浸透柵等の雨水浸透施設の設置などに努める。
- ・放流水については、流速に配慮する。

(ク) 緑地・動植物等

- ・緩衝帯、法面、残地等は極力植栽するとともに、屋上緑化等の手法も含め、敷地内は極力緑化する。
- ・緑化に際しては、多様な植物の混植や郷土種中心の植栽に努め、生物生息環境の確保や周辺緑地との連続性に配慮する。
- ・生物生息域の分断・改変が想定される場合には、各種カルバート等動物の移動経路の確保、代替地の確保等により、その影響の緩和に努める。
- ・貴重種、注目種及び大径木等の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、極力近接地に移植・移転する等、その保全に努める。また、移植に際しては計画段階から手法、工法を検討し、適切な保全に努める。
- ・既存の植生を改変する場合には、表土を極力保管し、植栽に再利用するなど、環境資源としての保全・活用に努める。
- ・放流水については、生物相への影響を考慮し、温度に配慮する。

(ケ) 地域社会

- ・歩行者通路、付け替え道路等を必要に応じて確保し、歩行者の安全や利便性に配慮する。
- ・体育館やテニスコートなどの厚生施設や広場等は、可能な限り市民に開放するよう配慮する。

(コ) 景観

- ・ 高盛土や深切土を極力回避し、周辺と調和した造成計画高とする。
- ・ 施設建屋や煙突などの建造物の位置、高さ、形状及び色彩は、主要な眺望点からの景観及び歴史的建造物等の周辺景観と調和するよう配慮するとともに、圧迫感の軽減にも努める。
- ・ 駐車場、広場等は積極的に緑化する。
- ・ 周辺景観との調和に配慮した屋上緑化等、植栽に努める。

(サ) 文化財等

- ・ 地域の特徴となる名木・古木や景観木などは、極力その場で活用するよう配慮する。
- ・ 神社・仏閣や歴史的建造物等が近接して存在する場合には、その景観を著しく損なわないよう配慮する。
- ・ 埋蔵文化財等が存在する場合には、必要に応じて、調査記録の実施及び周辺環境と一体的な保全、適切な活用に努める。

(シ) 省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等

- ・ 下水及び汚泥の処理施設や照明器具等は、最新の省エネルギー型機器の採用に努める。
- ・ 下水処理水の熱利用や、汚泥焼却炉排熱、発電施設排熱など未利用エネルギーの有効利用を図るとともに、低公害型コージェネレーションシステム（熱電供給システム）の採用に努める。
- ・ 植栽への散水など、雨水や下水処理水の有効利用に努める。
- ・ 構内道路や歩道における透水性舗装の採用や屋上緑化等敷地内緑化に努める。
- ・ 汚泥焼却炉や発電施設の燃料は、二酸化炭素及び硫黄酸化物、窒素酸化物の排出が少ない消化ガスや都市ガス等を使用するよう努める。
- ・ 温室効果ガス及び酸性雨原因物質の排出抑制、オゾン層破壊物質の不使用及び排出抑制に努める。

● ● ● (6) 飛行場整備事業 ● ● ●

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検 討 事 項
大 気 汚 染	航空機排ガスによる周辺住民の健康及び生活環境への影響
土 壌 汚 染	地盤改良工事による周辺地域の土壌及び地下水への影響
騒音・振動・低周波音	航空機の騒音、振動、低周波音による周辺住民の健康及び生活環境への影響
電 波 障 害	航空機の運航や飛行場施設の存在による周辺地域の電波受信状態への影響
廃 棄 物 等	施設の供用及び建設工事に伴う廃棄物等の発生による周辺住民の生活環境への影響
緑地・動植物等	航空機の運航や飛行場施設の存在による周辺地域の生物の生息・生育環境への影響
地 域 社 会	土地利用の変更、建設工事による地域分断、交通安全等周辺住民の生活環境への影響
省資源・省エネルギー	航空機の運航に伴うエネルギーの大量消費
ヒートアイランド	コンクリート舗装等による太陽熱蓄積及び航空機排ガスによるヒートアイランド現象の促進
地球温暖化等	航空機排ガスによる地球温暖化等への影響

イ 一般的配慮事項

- (ア) 計画地や飛行ルートを選定に当たっては、周辺の土地利用状況を踏まえ、周辺環境への影響を極力少なくする。(大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、電波障害、緑地・動植物等)
- (イ) 計画地や飛行ルート及びその周辺の自然環境、社会文化環境についての情報を収集し、環境資源や騒音・振動等の現況把握に努める。(大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、緑地・動植物等)
- (ウ) 飛行ルートを選定に当たっては、生物の生息・生育環境への影響を少なくするよう努める。
- (エ) 廃棄物等の発生抑制、減量化、再利用及び再資源化に努める。(廃棄物等、省資源・省エネルギー)

ウ 具体的配慮事項

- (ア) 大気汚染
 - ・大気汚染を軽減するため、極力最新の低公害型の航空機を導入する。
- (イ) 騒音、振動、低周波音
 - ・計画地や飛行ルートを選定に当たっては、住宅、病院、学校等との距離や進入表面の方角と角度などに配慮し、騒音、振動、低周波音による周辺への影響を極力抑制する。

- ・飛行場周辺においては、緩衝緑地帯を十分に確保するよう努める。
- ・騒音、振動、低周波音を軽減するため、最新の低公害型の航空機の導入や飛行時間、回数など運航計画上の配慮をする。
- ・飛行場周辺への騒音、振動、低周波音による影響を軽減するため、アイドリング・ホバリング時間は極力最小限にとどめる。

(ウ) 電波障害

- ・飛行場周辺への電波障害による影響を軽減するよう施設の配置、高さ、形状等に配慮する。

(エ) 省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等

- ・航空機については、省エネルギー型機種を導入に努める。
- ・飛行時間、回数、ルートなど、効率的な運航計画の採用に努める。
- ・舗装面以外の空地については、緑化に努める。

●●● (7) 公有水面埋立事業 ●●●

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
大気汚染	工事用車両等の排出ガスによる周辺住民の健康及び生活環境への影響
水質汚濁	埋立工事に伴う懸濁物質等による周辺水域の水質への影響
土壌汚染	地盤改良工事による周辺地域の土壌及び地下水への影響
騒音、振動、低周波音	埋立工事に伴う騒音、振動、低周波音による周辺住民の健康及び生活環境への影響
悪臭	埋立工事に伴う悪臭による周辺住民の健康及び生活環境への影響
廃棄物等	施設の供用及び埋立工事に伴う廃棄物等の発生による周辺住民の生活環境への影響
水象	埋立に伴う潮流の変化による影響
緑地・動植物等	埋立に伴う周辺水域の水生生物の生息・生育環境への影響及び自然海岸の消滅
景観	自然海岸の消滅及び埋立後の上部施設による景観への影響

イ 一般的配慮事項

- (ア) 形状及び土地利用等の計画に当たっては、周辺の土地利用及び水域の状況等を踏まえ、周辺環境への影響を極力少なくする。(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、低周波音、水象、緑地・動植物等、景観)
- (イ) 横浜の貴重な環境資源である自然海岸の保全に努める。(水象、緑地・動植物等、景観)
- (ウ) 埋立地周辺における潮流や水生生物の現況把握に努める。(水象、緑地・動植物等)

(工) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び減量化に努める。(廃棄物等、省資源・省エネルギー)

ウ 具体的配慮事項

(ア) 大気汚染

- ・ 工事用車両や建設機械は、極力最新の低公害型のものを使用する。
- ・ 船舶を使用する場合は、A重油など良質燃料を使用する等、船舶ばい煙対策に努める。

(イ) 水質汚濁

- ・ カーテン式汚濁防止膜及び埋立に適合した土砂の使用など濁りの発生の少ない工法の採用に努める。

(ウ) 水象

- ・ 極力潮流への影響を少なくするよう形状等に配慮する。

(エ) 緑地・動植物等

- ・ 多孔質構造など環境、生態系に配慮した護岸の整備や人工干潟等の整備により、水生生物等の生息空間を確保するよう配慮する。
- ・ 埋立地は極力緑化するとともに、緑化に際しては郷土種中心の植栽に努め、水辺の生物生息環境や景観等にも配慮する。

(オ) 景観

- ・ 周辺景観との調和に配慮した緑化に努める。
- ・ 周辺景観との調和に配慮した建物の色彩、形状、配置について検討する。

● ● ● (8) 大規模建築物新設事業 ● ● ●

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検 討 事 項
大 気 汚 染	冷暖房施設や工事用車両等の排出ガスによる周辺住民の健康及び生活環境への影響
水質汚濁、土壌汚染	薬液注入工による周辺水域の水質、土壌及び地下水への影響
騒音、振動、 低周波音	冷暖房施設等の稼働及び建設工事に伴う騒音、振動、低周波音による周辺住民の健康及び生活環境への影響
地 盤 沈 下	大規模建築物の存在に伴う地盤沈下による、周辺地域の生活環境への影響
悪 臭	施設の供用及び土壌掘削に伴う悪臭による周辺住民の健康及び生活環境への影響
電波障害、日照障害	大規模建築物等の存在による電波受信状態、日照時間等、周辺住民の生活環境への影響
風 害	大規模建築物の設置に伴うビル風の発生による周辺住民等の生活環境への影響
廃 棄 物 等	施設の供用及び建設工事に伴う廃棄物等の発生による周辺住民の生活環境への影響
光 害 等	建築物壁面の反射光や航空障害灯による周辺住民の生活環境等への影響
水 象	土地の改変による周辺水域の流量・流路及び周辺地域の地下水かん養機能への影響
緑地・動植物等	土地の改変による緑地の減少及び周辺地域の生物の生息・生育環境への影響
地 域 社 会	土地利用の変更、建設工事による地域分断、交通安全等周辺住民の生活環境への影響
景 観	高層建築物の存在による景観への影響及び圧迫感による周辺住民の生活環境への影響
文 化 財 等	土地の改変に伴う文化財等の改変・消滅
省資源・省エネルギー	冷暖房施設等の稼働によるエネルギーの大量消費
ヒート アイランド	舗装等による太陽熱蓄積及び施設の稼働に伴う人口排熱の増加によるヒートアイランド現象の促進
地球温暖化等	施設の稼働に伴うエネルギーの大量消費等による地球温暖化等への影響

3

(8) 大規模建築物新設事業

イ 一般的配慮事項

- (ア) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、地形や周辺土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を極力少なくする。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、悪臭、電波障害、日照障害、風害、廃棄物等、光害等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)
- (イ) 土地利用や建築物の配置等については、計画地内のばい煙、騒音・振動等主要発生源施設を周辺住宅等から離して配置する等、周辺への影響に配慮するとともに、既存の幹線道路や鉄道等から住宅施設等を離す等、周辺からの影響にも配慮する。
(大気汚染、騒音、振動、低周波音)
- (ウ) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び減量化に努める。(廃棄物等、省資源・省エネルギー)
- (エ) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境についての情報を収集し、環境資

源や文化財等の現況把握に努める。(水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)

(オ) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、地域に密着した施設の移転、地域分断及び文化財等の消滅・移転を避けるよう努める。(地域社会、文化財等)

(カ) 省資源・省エネルギーに配慮し、温室効果ガス等の不使用及び排出抑制に努める。(省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等)

ウ 具体的配慮事項

(ア) 大気汚染

- ・ 冷暖房施設等の熱源は、極力電気又はガスを使用する。
- ・ ばい煙発生施設等は、極力高効率の排ガス処理装置等を設置するとともに、排出ガスの拡散に努める。
- ・ 幹線道路や工場等に隣接する場合は、緩衝緑地や緩衝空間の設置に努めるとともに、建物配置等配慮する。
- ・ 計画地内の駐車場については、十分な台数を確保するとともに、機械式を導入するなど、駐車場内及び周辺環境への排ガスの影響に配慮した配置、構造、駐車場形式とする。

(イ) 騒音、振動、低周波音

- ・ 騒音、振動等の発生源は、住宅地等から離し、極力最新型の低騒音型機器の採用に努めるとともに、遮音性の高い建屋内に配置する、防振用バネを設置する、基礎を堅固なものにする等、周辺への影響に配慮する。
- ・ 幹線道路や工場等に隣接する場合は、緩衝緑地や緩衝空間の設置に努めるとともに、建物配置等配慮する。
- ・ 計画地の駐車場については、十分な台数を確保するとともに、極力地下式、機械式を導入する。

(ウ) 電波障害、日照障害

- ・ 周辺地域のテレビジョン受信の現況を極力悪化させないよう、また、日照障害により居住環境に著しい影響を及ぼさないよう配置、形状等に配慮する。

(エ) 風害

- ・ ビル風が極力発生しないよう配置、形状等に配慮するとともに、必要に応じ植樹等の対策を行う。

(オ) 廃棄物等

- ・ 建設廃棄物の削減・再資源化に努める。

(力) 光害等

- ・ 外壁の反射光による周辺的生活環境等への影響を低減させるよう、外壁材の種類に配慮する。
- ・ 商業施設等の照明は、周辺的生活環境等への影響が生じないように、光源の種類、角度、配置等に配慮する。

(キ) 水象

- ・ 地下構造物の建設に当たっては、地下水脈への影響の低減に努める。
- ・ 地域の地下水かん養機能を保全するため、緑化、透水性舗装の採用、雨水浸透枳等の雨水浸透施設の設置などに努める。

(ク) 緑地・動植物等

- ・ 既存の植生、湧水は極力保全する。
- ・ 敷地の周囲や屋上、壁面等の積極的な緑化に努める。
- ・ 緑化に際しては、多様な植物の混植や郷土種中心の植栽に努め、生物生息環境の確保や地域との調和に配慮する。
- ・ 水辺や食餌木等、身近な生物生息空間を積極的に回復、創造するよう努める。

(ケ) 地域社会

- ・ 駐車場については十分な台数を確保し、出入口の位置や車両の案内等、極力地域の通学路等周辺生活環境への影響が少なくなるように配慮する。
- ・ 地域住民の動線が分断されないような適切な歩行者ルートの確保など、利便性に配慮する。

(コ) 景観

- ・ 施設の配置、形状等については、極力圧迫感による影響を少なくするとともに、主要な眺望点からの景観及び歴史的建造物等の周辺景観との調和に配慮する。
- ・ 敷地外周部や土地の改変部においては、緩衝機能や周辺景観との調和等に配慮した緑化に努める。
- ・ 中庭、駐車場、踊り場等は積極的に緑化する。

(サ) 文化財等

- ・ 地域の特徴となる名木・古木や景観木などは、極力その場で活用するよう配慮する。
- ・ 神社・仏閣や歴史的建造物等が近接して存在する場合には、その景観を著しく損なわないよう配慮する。
- ・ 埋蔵文化財等が存在する場合には、必要に応じて、調査記録の実施及び周辺環境と一体的な保全、適切な活用を努める。

(シ) 省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等

- ・未利用エネルギーを活用した冷暖房システムや、低公害型のコージェネレーションシステム（熱電供給システム）の採用等、省エネルギー型のシステム・機器の採用に努める。
- ・建築物の構造については断熱性の高い壁構造や窓のひさしの工夫など、各種省エネ構造の採用に努める。
- ・植栽への散水など、雨水や下水処理水の有効利用に努める。
- ・中庭や駐車場等における透水性舗装等の採用や屋上緑化等敷地内緑化に努める。
- ・温室効果ガス及び酸性雨原因物質の排出抑制、オゾン層破壊物質の不使用及び排出抑制に努める。

●●● (9) 運動・レクリエーション施設等新設事業 ●●●

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検 討 事 項
大 気 汚 染	冷暖房施設や工事用車両等の排出ガス及び運動場等からの砂じんによる周辺住民の健康及び生活環境への影響
水 質 汚 濁	施設排水及び農薬散布による周辺水域の水質への影響
土 壌 汚 染	農薬散布に伴う有害化学物質の蓄積、浸透、溶出による周辺地域の土壌及び地下水への影響
騒音、振動、 低周波音	施設の稼働及び建設工事に伴う騒音、振動、低周波音による周辺住民の健康及び生活環境への影響
悪 臭	施設の供用に伴う悪臭による周辺住民の健康及び生活環境への影響
電波障害、 日照障害	大規模な工作物等の存在による電波受信状態、日照時間等、周辺住民の生活環境への影響
廃棄物等	施設の供用及び建設工事に伴う廃棄物等の発生による周辺住民の生活環境への影響
光 害 等	屋外照明灯による周辺地域の農作物、生物の生育・生息環境及び周辺住民の生活環境への影響
水 象	土地の改変による周辺水域の流量・流路及び周辺地域の地下水かん養機能への影響
緑 地 ・ 動植物等	土地の改変による緑地の減少及び農薬散布や夜間照明による周辺地域の生物の生息・生育環境への影響
地 域 社 会	土地利用の変更、建設工事による地域分断、交通安全等周辺住民の生活環境への影響
景 観	土地の改変及び大規模な工作物等の存在による景観への影響及び圧迫感による周辺住民の生活環境への影響
文 化 財 等	土地の改変に伴う文化財等の改変・消滅
資源・エネルギー	冷暖房施設等の稼働に伴うエネルギーの大量消費
ヒート アイランド	土地利用の変更及び施設の稼働に伴う人口排熱の増加によるヒートアイランド現象の促進
地球温暖化 等	土地利用の変更及び施設の稼働に伴うエネルギーの大量消費等による地球温暖化等への影響

イ 一般的配慮事項

- (ア) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を極力少なくする。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、悪臭、電波障害、日照障害、廃棄物等、光害等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)
- (イ) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境についての情報を収集し、環境資源等の現況把握に努める。(水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)
- (ウ) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び減量化に努める。(廃棄物等、省資源・省エネルギー)
- (エ) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、生物生息・生育環境や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避けるよう配慮する。(水象、緑地・動植物等、景観)
- (オ) やむを得ず土地の改変を行う箇所については、極力水辺等生物生息環境の復元や緑化を図るよう配慮する。(水象、緑地・動植物等、景観、ヒートアイランド)
- (カ) 計画地の選定や施設配置の検討に当たっては、地域分断及び文化財等の消滅・移転を避けるよう配慮する。(地域社会、文化財等)

ウ 具体的配慮事項

- (ア) 大気汚染
 - ・ 冷暖房施設等の熱源は、極力電気又はガスを使用する。
 - ・ 排出ガス対策として、極力高効率の排ガス処理装置等を設置するとともに、排出ガスの拡散にも配慮する。
 - ・ 計画地内の駐車場については、十分な台数を確保するとともに、地下式及び立体式駐車場を導入する場合には極力機械式を導入するなど、駐車場内及び周辺環境への排ガスの影響に配慮した配置、構造、駐車場形式とする。
 - ・ 運動場は極力周囲に植樹をする等、砂じんの飛散防止に努める。
- (イ) 水質汚濁
 - ・ ゴルフ練習場、競技場、公園等の計画に際しては、樹種選定等に配慮し、極力農薬使用の削減に努める。
- (ウ) 騒音、振動、低周波音
 - ・ 騒音、振動等の発生源は、住宅地等から離す等その配置に配慮するとともに、遮音性の高い建屋内に配置する、防振用バネを設置する、基礎を堅固なものにする等、周辺への影響に配慮する。

- ・ 極力、最新型の低騒音・低振動型機器を採用する。
- ・ 計画地の駐車場については、十分な台数を確保するとともに、地下式及び立体式駐車場を導入する場合には、極力機械式を導入する。

(工) 悪臭

- ・ 悪臭発生施設は、極力密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置の設置に努める。

(オ) 電波障害、日照障害

- ・ 体育館等の高層建築物の場合には、周辺のテレビジョン受信の現況を極力悪化させないよう、また、日照障害により居住環境に著しい影響を及ぼさないよう高さ、配置等に配慮する。

(カ) 廃棄物等

- ・ 極力土工量を抑制するとともに、建設発生土は計画地内利用に努める。
- ・ 建設廃棄物の削減・再資源化に努める。

(キ) 光害等

- ・ ゴルフ練習場、運動施設等の照明は、周辺地域の農作物や野生生物の生育・生息環境への著しい影響や、周辺の生活環境への影響が生じないように、光源の種類、角度、配置等に配慮する。
- ・ 外壁の反射光による周辺の生活環境等への影響を低減させるよう、外壁材の種類に配慮する。

(ク) 水象

- ・ 一時的に集中する雨水による水生生物の流出等を避けるため、遊水池の設置により、分散排水に努める。
- ・ 地域の地下水かん養機能を保全するため、極力自然面を保全するとともに、改変する部分については、緑化、透水性舗装の採用、雨水浸透柵等の雨水浸透施設の設置などの地下水かん養対策に努める。
- ・ 施設の稼働に伴う用水は、極力工業用水や上水を使用し、地下水の使用を抑制する。

(ケ) 緑地・動植物等

- ・ ゴルフ練習場、競技場、公園等の計画に際しては、周辺の生物生息環境等を考慮し、農薬散布が少なく管理可能な樹種の選定等に努める。
- ・ 既存の植生、湧水及び水辺地は極力保全する。
- ・ 既存の植生を改変する場合には、表土を極力保管し、植栽に再利用するなど、環境資源としての保全・活用に努める。
- ・ 緑化に際しては、多様な植物の混植や郷土種中心の植栽に努め、生物生息環境の確

保や地域との調和に配慮する。

- ・貴重種、注目種及び大径木等の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、極力近接地に移植・移転する等、その保存に努める。また、移植に際しては、計画段階から手法、工法を検討し、適切な保全に努める。
- ・生物生息域の分断・改変が想定される場合には、各種カルバート等動物の移動経路の確保、代替地の確保等により、その影響の緩和に努める。
- ・水辺や食餌木、草地などの身近な生物生息空間を積極的に回復、創造するよう努める。

(コ) 地域社会

- ・駐車場については十分な台数を確保し、出入口の位置や車両の案内等、極力地域の通学路等周辺生活環境への影響が少なくなるように配慮する。

(サ) 景観

- ・体育館等の施設や工作物の配置、形状等については、主要な眺望点からの景観及び歴史的建造物等の周辺景観との調和に配慮する。
- ・敷地外周部や土地の改変部においては、緩衝機能や周辺景観との調和等に配慮した緑化に努める。
- ・駐車場、広場等は積極的に緑化する。

(シ) 文化財等

- ・地域の特徴となる名木・古木や景観木などは、極力その場で活用するよう配慮する。
- ・神社・仏閣や歴史的建造物等が近接して存在する場合には、その景観を著しく損なわないよう配慮する。
- ・埋蔵文化財等が存在する場合には、必要に応じて、調査記録の実施及び周辺環境と一体的な保全、適切な活用を努める。

(ス) 省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等

- ・未利用エネルギーを活用した冷暖房システムや、低公害型のコージェネレーションシステム（熱電供給システム）の採用等、省エネルギー型のシステム・機器の採用に努める。
- ・植栽への散水など、雨水や下水処理水の有効利用に努める。
- ・透水性舗装の採用や屋上等の緑化に努める。
- ・温室効果ガス及び酸性雨原因物質の排出抑制、オゾン層破壊物質の不使用及び排出抑制に努める。

●●● (10) 開発事業等土地の改変を伴う事業 ●●●

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検討事項
大気汚染	冷暖房施設や工事用車両等の排出ガスによる周辺住民の健康及び生活環境への影響
水質汚濁	施設排水による周辺水域の水質への影響
土壌汚染	施設の供用に伴う有害化学物質等の蓄積、浸透、溶出による周辺地域の土壌及び地下水への影響
騒音、振動、 低周波音	冷暖房施設等の稼働及び建設工事に伴う騒音、振動、低周波音による周辺住民の健康及び生活環境への影響 幹線道路、鉄道等の騒音、振動、低周波音による計画地内の住民の健康及び生活環境への影響
地盤沈下	造成工事に伴う地盤沈下による周辺地域の生活環境への影響
悪臭	施設の供用及び土壌掘削に伴う悪臭による周辺住民の健康及び生活環境への影響 周辺施設からの悪臭による計画地内の住民の健康及び生活環境への影響
電波障害、日照障害	施設の存在による周辺地域の電波受信状態、日照時間等への影響
風害	施設の設置に伴うビル風の発生による周辺住民等の生活環境への影響
廃棄物等	施設の供用及び建設工事に伴う廃棄物等の発生による周辺住民の生活環境等への影響
光害等	屋外照明灯等による周辺地域の農作物、生物の生育・生息環境及び周辺住民の生活環境への影響
水象	土地の改変による周辺水域の流量・流路及び周辺地域の地下水かん養機能への影響
緑地・動植物等	土地の改変による緑地の減少及び周辺地域の生物の生息・生育環境への影響
地域社会	土地利用の大幅な変更による地域分断、交通安全等周辺住民の生活環境への影響
景観	土地の改変及び施設の設置による景観への影響及び圧迫感による周辺住民の生活環境への影響
文化財等	土地の改変等による文化財等の改変・消滅
資源・エネルギー	冷暖房施設等の稼働に伴う資源・エネルギーの大量消費
ヒートアイランド	土地利用の変更及び施設の稼働に伴う人口排熱の増加によるヒートアイランド現象の促進
地球温暖化等	土地利用の変更及び施設の稼働に伴うエネルギーの大量消費等による地球温暖化等への影響

イ 一般的配慮事項

- (ア) 計画地の選定及び土地利用等の検討に当たっては、生物の生息・生育環境や景観等を考慮し、まとまりや連続性のある緑地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等を極力保全するよう配慮する。(水象、緑地・動植物等、景観)
- (イ) 計画地の選定に当たっては、周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を極力少なくする。(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、悪臭、電波障害、日照障害、風害、廃棄物等、光害等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)

- (ウ) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境についての情報を収集し、環境資源等の現況把握に努める。(水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)
- (エ) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用及び減量化に努める。(廃棄物等、省資源・省エネルギー)
- (オ) 土地利用等の検討に当たっては、土地の改変面積を小さくするよう努める。(廃棄物等、水象、緑地・動植物等、地域社会、景観、文化財等)
- (カ) やむを得ず土地の改変を行う箇所については、水辺等生物生息環境の復元や緑化を図るよう努める。(水象、緑地・動植物等、景観、ヒートアイランド)
- (キ) 計画地の選定及び土地利用等の検討に当たっては、地域分断及び文化財等の消滅・移転を避けるよう努める。(文化財等、地域社会)

ウ 具体的配慮事項

(ア) 大気汚染

- ・ 冷暖房施設等の熱源は、極力電気又はガスを使用する。
- ・ ばい煙発生施設等は、極力高効率の排ガス処理装置等を設置するとともに、排出ガスの拡散に努める。
- ・ 幹線道路や工場等に隣接する場合は、緩衝緑地や緩衝空間の設置に努めるとともに、建物配置等配慮する。
- ・ 計画地内の駐車場については、十分な台数を確保するとともに、機械式を導入するなど、駐車場内及び周辺環境への排ガスの影響に配慮した配置、構造、駐車場形式とする。

(イ) 水質汚濁

- ・ 排水の性状及び周辺水域の状況に応じた高度処理施設を設置するとともに、有効利用に努める等、極力排水量を削減する。

(ウ) 土壌汚染

- ・ 有害化学物質保管施設の設置に当たっては、飛散・漏えい防止対策を講じることによって、土壌及び地下水に影響を及ぼさないようにする。

(エ) 騒音、振動、低周波音

- ・ 土地利用や建築物の配置等については、計画地内の騒音、振動等の発生源を住宅等から離して配置する等、周辺への影響に配慮する。
- ・ 幹線道路や工場等に隣接する場合は、緩衝緑地や緩衝空間の設置に努めるとともに、建物配置等配慮する。
- ・ 計画地内の駐車場については、十分な台数を確保するとともに、極力地下式・機械

式を導入する。

(オ) 悪臭

- ・悪臭発生源に隣接する場合は、緩衝緑地や緩衝空間の設置に努めるとともに、建物配置等配慮する。
- ・悪臭発生施設は、極力密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置の設置に努める。

(カ) 電波障害、日照障害

- ・周辺地域のテレビジョン受信の現況を極力悪化させないように、また、日照障害により居住環境に著しい影響を及ぼさないよう配置、形状等に配慮する。

(キ) 風害

- ・ビル風が極力発生しないよう配置、形状等に配慮する。

(ク) 廃棄物等

- ・極力土工量を抑制するとともに、建設発生土は計画地内利用に努める。
- ・建設廃棄物の削減・再資源化に努める。

(ケ) 光害等

- ・屋外照明灯は、周辺地域の農作物や野生生物の生育・生息環境への著しい影響や、周辺の生活環境への影響が生じないように、光源の種類、角度、配置等に配慮する。
- ・外壁の反射光による周辺の生活環境等への影響を低減させるよう、外壁材の種類に配慮する。

(コ) 水象

- ・一時的に集中する雨水による水生生物の流出等を避けるため、遊水池等の設置により、分散排水に努める。
- ・地域の地下水かん養機能を保全するため、極力自然面を保全するとともに、改変する部分については、緑化、透水性舗装の採用、雨水浸透柵等の雨水浸透施設の設置などに努める。
- ・施設の稼働に伴う用水は、極力工業用水や上水を使用し、地下水の使用を抑制する。

(サ) 緑地・動植物等

- ・まとまりや連続性のある緑地や源流域、良好な農地等の生物生息空間は、極力保全するよう努める。
- ・緑地や農地等をやむを得ず改変する場合には、極力復元や緑化に努める。
- ・緑化に際しては、多様な植物の混植や郷土種中心の植栽に努め、生物生息環境の確保や地域との調和に配慮する。
- ・既存の植生を改変する場合には、表土を極力保管し、植栽に再利用するなど、環境

資源としての保全・活用に努める。

- ・貴重種、注目種及び大径木等の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、極力近接地に移植・移転する等、その保存に努める。また、移植に際しては計画段階から手法、工法を検討し、適切な保全に努める。
- ・生物生息域の分断・改変が想定される場合には、各種カルバート等動物の移動経路の確保、代替地の確保等により、その影響の緩和に努める。
- ・水辺や食餌木、草地などの身近な生物生息空間を積極的に回復、創造するよう努める。

(シ) 地域社会

- ・歩行者の安全、自動車の円滑な通行に配慮する。
- ・駐車場については十分な台数を確保し、出入口の位置や車両の案内等、極力地域の通学路等周辺生活環境への影響が少なくなるよう配慮する。

(ス) 景観

- ・高盛土や深切土を極力回避し、周辺と調和した造成計画高とする。
- ・敷地外周部や土地の改変部においては、緩衝機能や周辺景観との調和等に配慮した緑化に努める。
- ・駐車場、広場等は積極的に緑化する。
- ・周辺の環境と調和のとれたデザイン、色彩等に努める。

(セ) 文化財等

- ・地域の特徴となる名木・古木や景観木などは、極力その場で活用するよう配慮する。
- ・神社・仏閣や歴史的建造物等が近接して存在する場合には、その景観を著しく損なわないよう配慮する。
- ・埋蔵文化財等が存在する場合には、必要に応じて、調査記録の実施及び周辺環境と一体的な保全、適切な活用に努める。

(ソ) 省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等

- ・未利用エネルギーを活用した冷暖房施設や、低公害型のコージェネレーションシステム（熱電併給システム）の採用等、省エネルギー型のシステム・機器の採用に努める。
- ・植栽への散水など、雨水や下水道処理水の有効利用に努める。
- ・透水性舗装の採用や屋上等の緑化に努める。
- ・温室効果ガス及び酸性雨原因物質の排出抑制、オゾン層破壊物質の不使用及び排出抑制に努める。

ア 配慮項目ごとの検討事項

配慮項目	検 討 事 項
大 気 汚 染	建設機械の稼働や船舶の航行に伴うばい煙、粉じん及び工事用車両の排出ガスによる周辺住民の健康及び生活環境への影響
水 質 汚 濁	建設工事等による汚濁水及び水面埋立に伴う懸濁物質等による周辺水域の水質への影響
土 壌 汚 染	工場跡地等の掘削及び薬液注入工に伴う有害化学物質等の蓄積、浸透、溶出による周辺地域の土壌及び地下水への影響
騒音、振動、 低周波音	建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音、振動、低周波音による周辺住民の健康及び生活環境への影響
地 盤 沈 下	建設工事等及び地下水汲み上げに伴う地盤沈下による周辺地域の生活環境への影響
悪 臭	工場等跡地の汚染土壌掘削及び工場施設の修理・解体工事、防水工事等に伴う悪臭による周辺住民の健康及び生活環境への影響
電波障害、 日照阻害	高架構造物等の建設工事や工事用万能鋼板塀等の設置に伴う電波受信状態及び日照時間等、周辺住民の生活環境への影響
廃棄物等	建設工事等に伴う廃棄物等の発生による周辺住民の健康及び生活環境への影響
光 害 等	工事用夜間照明による周辺住民の生活環境や動植物の生息・生育環境への影響
水 象	建設工事等及び地下水汲み上げ、地下水脈の分断による周辺地域の地下水位や地下水かん養機能への影響
緑 地 ・ 動 植 物 等	建設工事等に伴う緑地の改変・減少、生物の生息・生育環境への影響及び濁水による周辺水域の水生生物の生息・生育環境への影響
地 域 社 会	建設工事等に伴う地域分断等周辺住民の生活環境への影響
景 観	工事用万能鋼板塀等の設置による景観への影響
文 化 財 等	建設工事等に伴う文化財等の改変・消滅
資源・エネルギー	建設工事等に伴う電力等の使用による資源・エネルギーの大量消費
ヒート アイランド	建設工事等に伴う緑地の減少及び建設機械の稼働等に伴う熱エネルギーの大量放出によるヒートアイランド現象の促進
地球温暖化 等	建設機械の稼働等に伴う温室効果ガス等の排出及び熱帯産木材の使用による地球温暖化等への影響

イ 一般的配慮事項

- (ア) 建設工事等に当たっては、周辺地域へ大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下等の著しい影響を及ぼさないよう、施工方法に配慮する。
- (イ) 建設工事等に当たっては、近隣に生息・生育する動植物への影響を最小限とするよう施工方法に配慮する。
- (ウ) 水面埋立工事に当たっては、周辺水域へ汚濁等の著しい影響を及ぼさないよう、施工方法に配慮する。
- (エ) 工事車両による生活道路等への影響を極力軽減する。

- (オ) 建設工事等に伴う廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用、減量化及び適正処理・処分に努める。
- (カ) 建設工事等に伴う地下水脈の分断や動植物の生息・生育環境の改変等に留意する。
- (キ) 最新の低公害型・省エネルギー型建設機械の採用に努める。

ウ 具体的配慮事項

(ア) 大気汚染

- ・最新の低公害型建設機械（国土交通省指定の排ガス対策型）の採用に努める。
- ・建設機械の集中稼働を極力避けるとともに、稼働時間、配置に配慮する。
- ・建設工事等には、防じんネットの設置や法面の早期緑化等防じん対策を行う。
また、工事用車両には飛散防止シートを装着し、タイヤ洗浄設備を設置する。
- ・水面埋立工事に当たっては、船舶にA重油など良質の燃料を使用する等、船舶ばい煙対策に努める。
- ・解体工事に当たっては、適切な作業・防じん対策（アスベスト対策、ダイオキシン対策等）の実施に努める。

(イ) 水質汚濁

- ・造成工事に当たっては、必要に応じ、濁水処理施設や沈砂池を設置する。
- ・水面埋立工事に当たっては、カーテン式汚濁防止膜を使用し、懸濁物質の流出防止に努める。
- ・水面埋立工事中における周辺水域の水質監視を実施し、必要に応じて適切に対処する。
- ・薬液注入工法の実施に当たっては、周辺水路や井戸の水質調査を継続して実施し、必要に応じて適切に対処する。

(ウ) 土壌汚染

- ・薬液注入工法の実施に当たっては、適切な薬剤を使用するなど、極力土壌や地下水の汚染を生じさせないような施工方法とする。
- ・土壌汚染の恐れのある工場跡地等の掘削工事に際し、有害化学物質の存在が確認された場合には、適切な土壌汚染対策を実施する。

(エ) 騒音、振動、低周波音

- ・最新の低公害型建設機械（国土交通省指定の超低騒音・低振動型）の採用に努める。
- ・建設機械の集中稼働を極力避けるとともに、稼働時間、配置、万能鋼板塀の設置等、周辺地域への影響の低減に努める。
- ・コンプレッサー等、低周波音を発生する機器を使用する作業については、周辺地域

にその影響を及ぼさないよう、機種を選定や使用方法に配慮する。

(オ) 地盤沈下

- ・掘削工事等に当たっては、湧水量を極力少なくし、周辺の地下水位の低下が生じないよう慎重な施工管理を行う。
- ・地盤沈下のおそれがある場合は、事前に地盤改良及び地山安定処理等による地盤の安定化に努める。
- ・掘削工事等に当たっては、帯水層ごとの水位測定や周辺地盤の沈下測定などの計測管理に努め、必要に応じて適切に対処する。

(カ) 悪臭

- ・工場跡地や最終処分場の掘削等に当たっては、臭気発生の有無を確認するなど、適切に対応する。
- ・化学工場等における解体工事に際しては、悪臭の発生を防止するため、フレアースタックの導入や可搬式脱臭処理装置を採用するなど、適切な対策を行う。

(キ) 電波障害、日照障害

- ・工事中に生じる電波障害や日照障害については、適時調査を行い、必要に応じ適切な対策を行う。

(ク) 廃棄物等

- ・廃棄物等は、再利用を図るなど減量化、資源化を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）やアスベスト等有害化学物質の有無を確認し、適正に処理・処分する。
- ・工事資材は、極力再利用に努める。
- ・伐採樹木等は、チップ化するなど、極力再利用に努める。

(ケ) 光害等

- ・工事用夜間照明灯は、その漏れ光によって周辺の生活環境等への影響が生じないよう、位置、角度等に配慮する。

(コ) 水象

- ・地下水採取を極力抑制するとともに、地盤等周辺状況に適した工法を採用し、表面水や地下水脈を分断しないよう努める。
- ・掘削工事に当たっては、周辺地域の井戸を継続調査し、必要に応じて適切に対処する。

(サ) 緑地・動植物等

- ・建設工事等に当たっては、工事用道路、資材置場等により、自然環境をさらに改変・消滅することのないよう努める。
- ・表土にはその土地特有の種子や土壌動物等が生息していることから、極力保管し、

植栽に使用するなど、環境資源としての保全・活用に努める。

- ・大径木や景観木及びこれらに準ずる樹木で、景観面や生育的に優れた樹木などが確認された場合には、計画段階から可能な限り移植の手法、工法を検討し、保全に努める。
- ・貴重種、注目種及び大径木等の動植物が生息・生育している場合には、計画地内や近接地に類似の環境を創出し、移植・移転する等、その保全に努める。また、移植に際しては計画段階から手法、工法を検討し、適切な保全に努める。

(シ) 地域社会

- ・工事中は、ガードフェンスの設置や誘導員の配置等により、周辺住民の交通安全及び利便性に配慮する。
- ・工事車両の路上駐車による周辺住民の生活環境の悪化や交通渋滞を防止するため、工事用車両の待機場を設けるよう努める。

(ス) 景観

- ・工事用万能鋼板塀等については、景観を損なったり、圧迫感を与えたりしないよう、位置や色彩等に配慮する。

(セ) 文化財等

- ・工事中に埋蔵文化財が発見された場合には、関係機関の指示に従い、適切に対応する。

(ソ) 省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等

- ・工事用型枠材等は、繰り返し使用できる型枠を使用するなど、材料や工法に配慮する。
- ・建設機械等は、極力省エネルギー型を採用する。
- ・工事用型枠材等は、熱帯産木材の使用を避けるよう配慮する。
- ・建設機械や船舶機関は、極力排ガス対策型を採用するとともに、燃料は良質のものを使用し、硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの排出を低減するよう努める。

4 地域別配慮指針

〈対象とする配慮項目〉

対象とする配慮項目については、下記のとおり、地域ごとの環境特性の考慮が必要となる「大気汚染」、「水質汚濁」、「水象」、「緑地・動植物等」の4項目を対象とします。

配慮項目	地域別配慮の必要性
大気汚染	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要がある
水質汚濁	
土壌汚染	地域特性を考慮する部分もあるが、事業ごとに環境配慮を行うことで対応可能
騒音	
振動	
地盤沈下	
悪臭	地域特性よりも事業内容による影響が中心
低周波音	
電波障害	
日照障害	
風害	
廃棄物等	
光害等	
バイオハザード	
電磁界	
水象	
緑地・動植物等	
地域社会	地域特性を考慮する部分もあるが、事業ごとに環境配慮を行うことで対応可能
景観	地域特性よりも事業内容による影響が中心
文化財等	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要があるが、具体的な配慮事項は事業別配慮指針で対応することとする
安全	地域特性を考慮する部分もあるが、事業ごとに環境配慮を行うことで対応可能
資源・エネルギー	地域特性よりも事業内容による影響が中心
ヒートアイランド	地域ごとの環境特性を併せて考慮する必要があるが、具体的な配慮事項は事業別配慮指針で対応することとする
地球温暖化等	地域特性よりも事業内容による影響が中心

〈地域区分と配慮事項〉

上記4つの配慮項目それぞれについて、市域を区分し、その地域区分ごとに配慮事項(必要に応じ地域特性も併せて)を記載します。

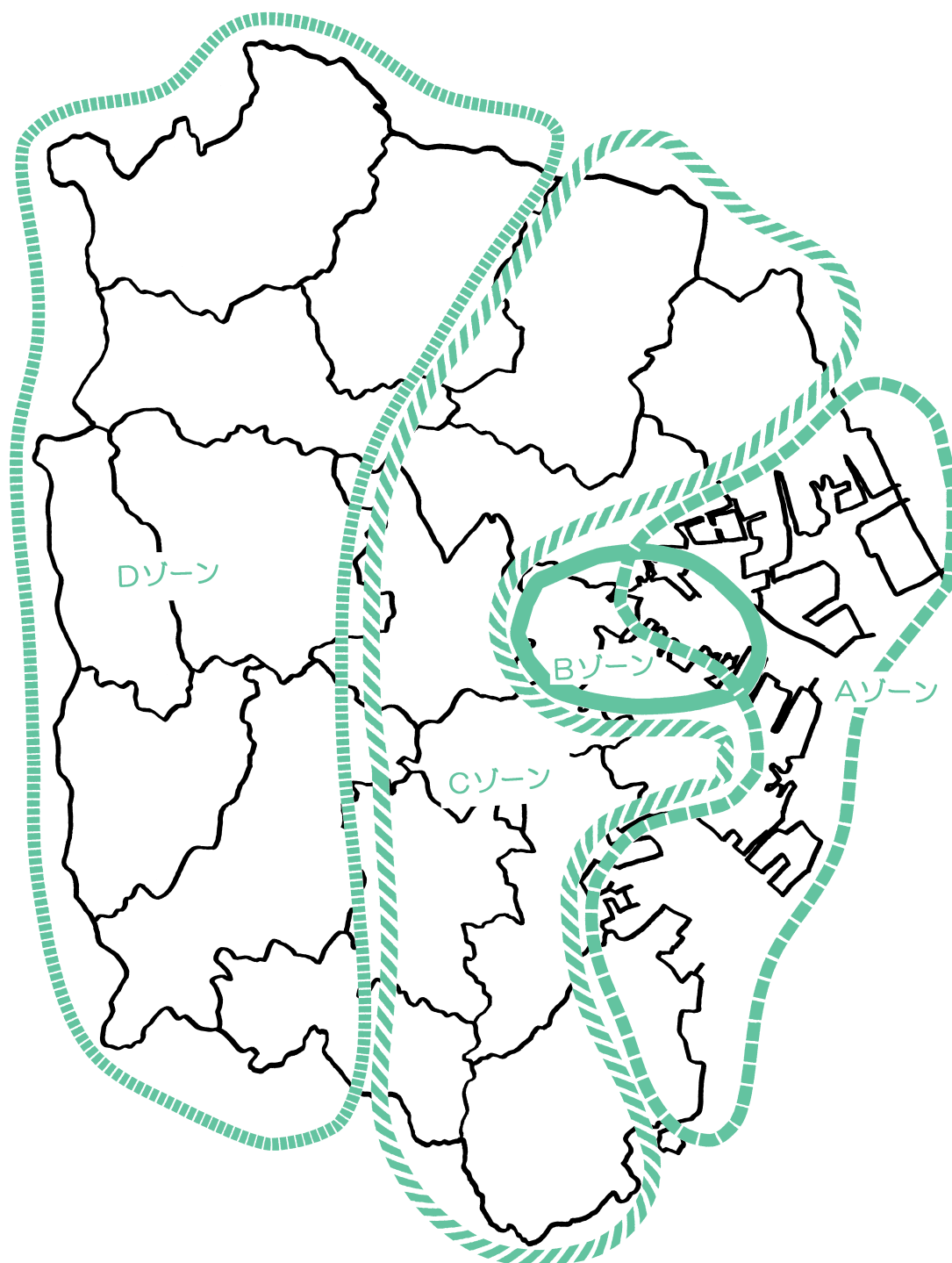
なお、「水質汚濁」、「水象」(「地下水かん養」を除く)については、「横浜市水環境計画」の「目標達成の方策」を準用します。

●●● (1) 大気汚染 ●●●

〈地域区分〉

「大気汚染」における地域区分は、二酸化窒素濃度等の大気環境、土地利用の状況、今後の開発動向等の要素を総合的に勘案して、下記の4つのゾーンに区分します。

【大気地域区分図】



(参考) 各ゾーンの特徴

(Aゾーン)

土地利用	港湾物流地、臨海工業地（山内、新港、山下・新山下地区では都市機能への転換が進められている。）
発生集中交通量密度	一部地域を除いて小さい。
事業所分布	事業所数密度は概ね0～20事業所／メッシュと小さい。
人口分布	人口密度は0人／メッシュがほとんどである。
二酸化窒素濃度（長期暴露型NOxサンプラー法による二酸化窒素濃度の分布）	鶴見区、神奈川区の臨海部を中心に、Cゾーン、Dゾーンより濃度の高い測定地点が多い。（年平均値：概ね0.025ppm～0.045ppm）

(Bゾーン)

土地利用	都心部として業務、商業等が高度に集中する。
発生集中交通量密度	一部地域を除いて特に大きい。
事業所分布	事業所数密度は概ね41事業所／メッシュ以上と特に大きい。
人口分布	人口密度は1,001人／メッシュ以上と大きいところが多い。
二酸化窒素濃度（長期暴露型NOxサンプラー法による二酸化窒素濃度の分布）	業務地が密集している地域の測定地点で、Cゾーン、Dゾーンより濃度が高くなっている。（年平均値：概ね0.025ppm～0.045ppm）

※山内、新港、山下・新山下地区はAゾーンとBゾーンの両者に該当する地区と位置付けました。

(Cゾーン)

土地利用	複合市街地、都心周辺住宅地
発生集中交通量密度	一部地域を除いてBゾーンとDゾーンの中間程度
事業所分布	鉄道や道路に沿って一部41事業所／メッシュ以上と大きいところがある。
人口分布	人口密度は601人／メッシュ以上と比較的大きいところが多い。
その他	新横浜都心、鶴見副都心、上大岡副都心がある。
二酸化窒素濃度（長期暴露型NOxサンプラー法による二酸化窒素濃度の分布）	北部ではDゾーンに比べ濃度の高い測定地点が多いが、南部ではDゾーンと同程度の測定地点が多い。（年平均値：概ね0.020ppm～0.040ppm）

(Dゾーン)

土地利用	郊外住宅地、内陸物流地、内陸工業地、市街化調整区域
発生集中交通量密度	小さい。
事業所分布	鉄道や道路に沿って一部11事業所／メッシュ以上のところがあるが、ほとんどは10事業所／メッシュ以下と小さい。
人口分布	人口密度は一部601人／メッシュ以上のところもあるが、600人／メッシュ以下と、小さいところが多くなっている。
その他	港北ニュータウンセンター副都心、二俣川・鶴ヶ峰副都心、戸塚副都心がある。
二酸化窒素濃度（長期暴露型NOxサンプラー法による二酸化窒素濃度の分布）	他の3つのゾーンに比べ、濃度の低い測定地点が多いが、幹線道路の近傍で濃度の高い測定地点が見られる。（年平均値：概ね0.020ppm～0.035ppm）

(注) ここでいう「メッシュ」とは、市内を2km四方に分割した1メッシュのこと。
各メッシュのほぼ中央を長期暴露型NOxサンプラー法の測定地点としている。

〈地域の特性と配慮事項〉

Aゾーン

地域の特性と今後の動向
<p>Aゾーンには大規模工場や港湾施設、主要道路が集中しており、港湾関連地域においては貿易関連貨物等の輸送コンテナトレーラーやトラック、工業地帯においては原材料や製品の輸送トラック等の貨物車が発生・集中している。このように港湾及び工場に関連する貨物車の流動の多いことがAゾーンの特徴であり、これらの貨物車が周辺の市街地を通過することにより混雑の原因となり、市街地における大気汚染につながっている可能性がある。また、貿易関係あるいは工業地帯における原材料・製品の船舶輸送が行われている。</p> <p>京浜臨海部においては、既存生産機能の高度化とともに、応用技術・生産技術開発を中心とした高度な技術や研究開発機能の集積、技術本部等の本社機能の誘致等が予定されている。このため既存の工場の更新（スクラップ・アンド・ビルド）や新規立地等が予想される。</p>

重点事項
<p>鶴見区、神奈川区の臨海部を中心に、CゾーンやDゾーンより、二酸化窒素濃度の高い測定地点が多いAゾーン（長期暴露型NOxサンプラー法による二酸化窒素濃度分布による）は、地域全体として大気環境の改善が強く求められる地域である。このため、工場・事業場の新規立地等の新たな開発事業に当たっては、大気汚染物質の排出量抑制に特に配慮し、既存施設においても更新の機会をとらえて、排出量の一層の低減に取り組む。また、共同輸配送等の物流の合理化を進めることにより、自動車交通量の抑制を図る。</p>

配慮事項
<p>①工場・事業場等の新設・更新に当たっては、共同輸配送システム等の導入を検討する等、自動車交通量の抑制を図る。原材料や製品の船舶輸送においても、良質燃料への転換等を検討する等、大気汚染物質排出量の抑制に努める。</p> <p>②工場・事業場等の新設・更新に当たっては、天然ガス等の良質燃料の採用や最新の排ガス処理技術・装置の導入等、大気汚染物質の排出量抑制を図るとともに、省エネルギー型機器の採用等により一層の省エネルギーを図る。</p>

Bゾーン・Cゾーン

地域の特性と今後の動向
<p>Bゾーンは、横浜市の商業・業務の中心地であり、その関連施設が集中・集積されており、発生・集中交通量が多く、そのうち、業務系の自動車交通の占める割合が高い。Cゾーンは、住居系地域が多くみられ、また鉄道駅を中心に一定の商業の集積がみられるほか、工場・事業場と住居が混在している地域も点在し、業務系と生活系の自動車交通が混在する。また幹線道路では、地域に係る業務系、生活系の自動車に加えて、都心部の業務系自動車、臨海部の港湾・工場関連や通過交通の貨物車等が走行し、国道1号、国道16号等の各所で渋滞がみられている。</p> <p>Bゾーンにおいては、みなとみらい21地区の整備を核として、企業の本社機能の誘致や国際交流拠点としての機能拡充等を図り、都市機能の強化が図られることとなっている。Cゾーンには新横浜都心、鶴見副都心、上大岡副都心があり、各地区で都市機能の強化が予定されている。このため、BゾーンとCゾーンは共通して、今後都市機能の強化に伴い、自動車交通量がさらに増加することが予想され、また、業務用オフィスの集中による大気環境への負荷増大やエネルギーの大量消費等が懸念される。</p>

重点事項

B及びCゾーンはともに業務機能の強化が予定されている地域であり、このため開発事業等に伴う自動車の発生・集中交通量の増加や、エネルギー消費の増加に適切に対応し、大気環境への負荷増大を抑制する。また、事業場等の更新の機会をとらえて、一層の大気汚染物質の排出量低減や省エネ化に取り組む。なお、大気環境に係る現況の差異を踏まえて、BゾーンではCゾーンに比べて、より強く大気環境の改善に取り組むことが求められる。

配慮事項

- ①開発事業等の計画に当たっては、公共交通機関との連絡を考慮する等の適切な措置を講じ、自動車交通量の抑制を図る。
- ②商業・業務系の開発事業等の計画に当たっては、渋滞等が生じないように施設や物流の規模に対応した駐停車スペースを確保する等、交通流の円滑化に配慮する。
- ③大規模な再開発事業等の計画に当たっては、ビルの冷暖房燃料等は都市ガス等の良質燃料を使用することや低公害機器を採用すること等により、大気汚染物質の排出量抑制を図るとともに、地域冷暖房の導入や省エネルギー型機器の採用等によるエネルギーの効率的利用を図る。

Dゾーン

地域の特性と今後の動向

他地域に比べると自然環境に恵まれた地域であり、道路沿道の緑化や開発事業における緑の保全等により、緑の緩衝機能の活用が期待できる地域である。また、人口の急増や各種事業所の立地により、都市化が進展し、自動車交通量が增大しているが、これに対応する道路や鉄道の整備が遅れている。また、大規模住宅団地が鉄道と結合せずに立地していることが多いこと等から、自動車交通量に占める生活系交通の割合が高い。港北ニュータウンセンター副都心、二俣川・鶴ヶ峰副都心、戸塚副都心があり、各地区で都市機能の強化が予定されており、商業・業務施設の増加が見込まれる。その他の地域では大規模な住宅地開発等、交通需要を伴う各種の整備・開発事業が進められており、自動車交通量の増加が懸念される。

重点事項

Dゾーンにおいては、他のゾーンに比べて大気環境が良好な現状を維持するとともに、横浜市環境目標の達成に向けて更なる負荷低減を図る。このため、住宅団地等の新たな開発に当たっては、自動車交通量の増加に適切に対応するとともに、良好な自然環境を保全し緑の緩衝機能を活用する。また、内陸工業団地においては、工場等の更新の機会をとらえて、一層の低公害化を進める。なお、副都心地域の整備開発に当たっては、業務機能の強化が見込まれるため、B・Cゾーンと同様の配慮が必要である。

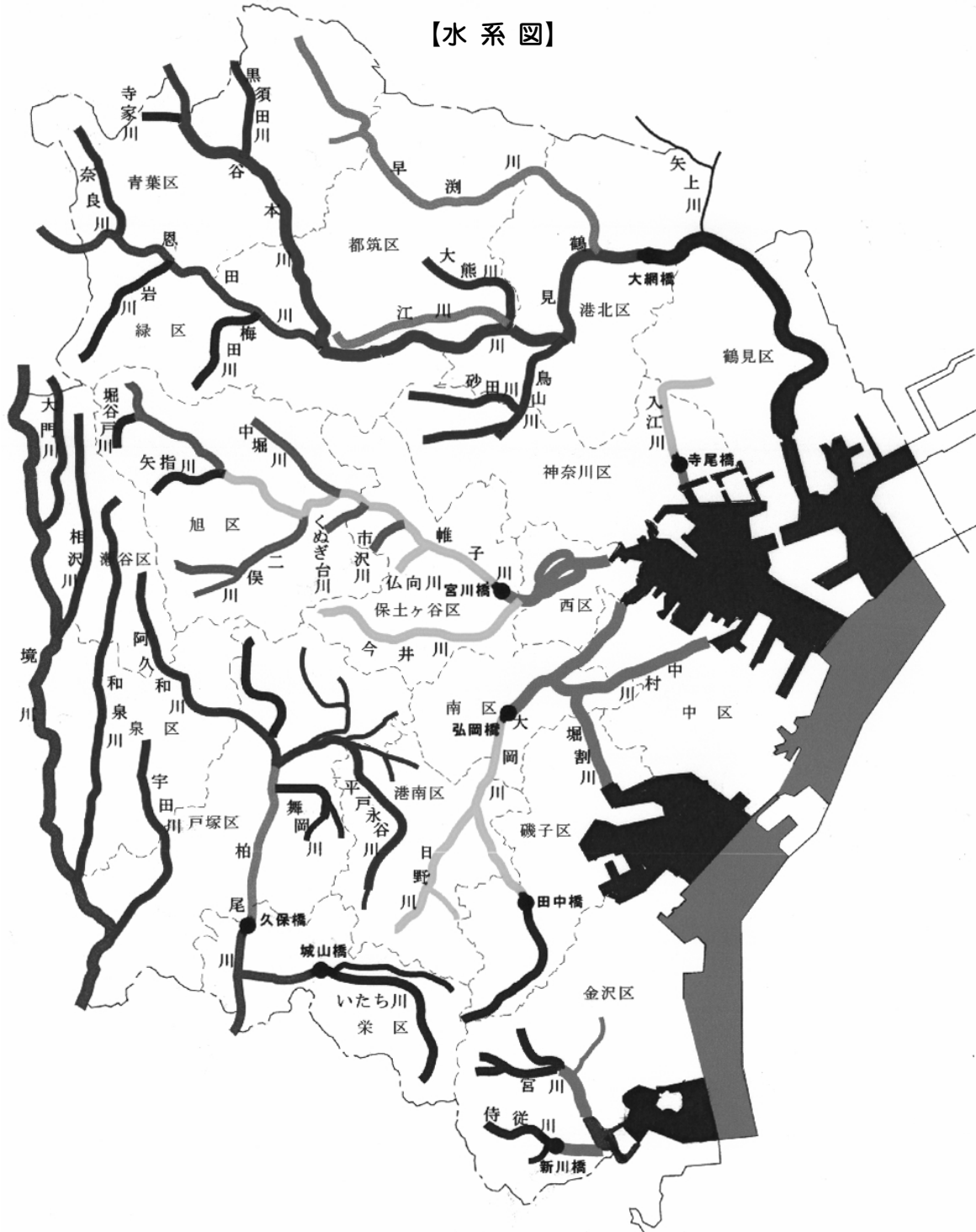
配慮事項

- ①物流施設等交通量の増加が見込まれる開発事業等の計画に当たっては、渋滞等が生じないように、幹線道路との接続に配慮する等の適切な措置を講じ、交通流の円滑化に配慮する。
- ②住宅団地の開発に当たっては、公共交通機関との連絡を考慮する等の適切な措置を講じ、自動車交通量の抑制を図る。
- ③面的な開発事業等の計画に当たっては、開発区域内に可能な限りの緑地を確保する等緑の緩衝機能の活用を図る。
- ④工場・事業場等の新設・更新に当たっては、最新の排ガス処理技術・装置を導入する等大気汚染物質の排出量低減を図るとともに、省エネルギー型機器の採用等により一層の省エネルギーを図る。

●●● (2) 水質汚濁、水象 (「地下水かん養」を除く) ●●●

〈地域区分〉

「横浜市水環境計画」に基づき、水域の状況や形態を考慮し、河川域を9、海域を4の併せて13に区分し、それぞれ目標値を設定するとともに、それを実際の河川や海域に当てはめ、下記のとおり市内全域を51水域に分割します。



〈配慮事項〉

河川の流域や沿岸地域で、開発事業を実施するに当たっては、横浜市水環境計画（平成6年3月策定）の各水域ごとの「目標達成の方策」のうち、関連する事項について配慮してください。（横浜市水環境計画の水域ごとの該当ページは下記のとおり）

【横浜市の水域区分一覧表】

（河川域）

区分	水系	水 域	頁
IA	鶴見川	寺家川	59
		岩 川	67
		梅田川・台村川	69
	帷子川	堀谷戸川	93
		矢指川	95
	大岡川	大岡川(田中橋より上流)	109
	宮 川	宮 川(左支川合流点より上流)	119
	侍従川	侍従川(新川橋より上流)	125
	柏尾川	名瀬川	137
		舞岡川	141
いたち川(城山橋より上流)		143	
Iⓐ	帷子川	帷子川(矢指川合流点より上流)※	87
		二俣川	※ 97
		中堀川	※ 99
		市沢川	※ 101
		くぬぎ台川	※ 103
IB	鶴見川	奈良川	65
		黒須田川	61
		大熊川	71
		鳥山川	75
	柏尾川	阿久和川	135
		平戸永谷川	139
	境 川	大門川	151
		相沢川	153
		和泉川	155
		宇田川	157

区分	水系	水 域	頁
IIⒶ	入江川	入江川(寺尾橋より上流) ※	81
		帷子川	帷子川(矢指川合流点より宮川橋まで)※
	大岡川	今井川	※ 105
		大岡川(田中橋から弘岡橋まで)※	111
IIA	鶴見川	江 川	73
		早渕川	77
	柏尾川	柏尾川(平戸永谷川合流点より久保橋まで)	131
II B	鶴見川	鶴見川(谷本川)(市境より大綱橋まで)	55
IIC	鶴見川	恩田川(市境より下流、鶴見川合流点まで)	63
		柏尾川	柏尾川(久保橋から市境まで)
	境 川	境 川(市域全川)	149
IIIA	入江川	入江川(寺尾橋より下流) ※	83
		帷子川	帷子川(宮川橋より下流) ※
	大岡川	大岡川(弘岡橋より下流) ※	113
	宮 川	宮 川(左支川合流点より下流)※	121
侍従川	侍従川(新川橋より下流) ※	127	
	III	鶴見川	鶴見川(大綱橋より下流)

（海 域）

区分	水 域	頁
I	金沢湾	161
II	平潟湾	※ 2 163
III	鶴見川河口先海域	165
	横浜港(内港)	167
	根岸湾	169
IV	上記の海域の外海で横浜市の関連する海域	171

※ 平成13年4月1日にBODの達成目標を3mg/ℓに変更しました。

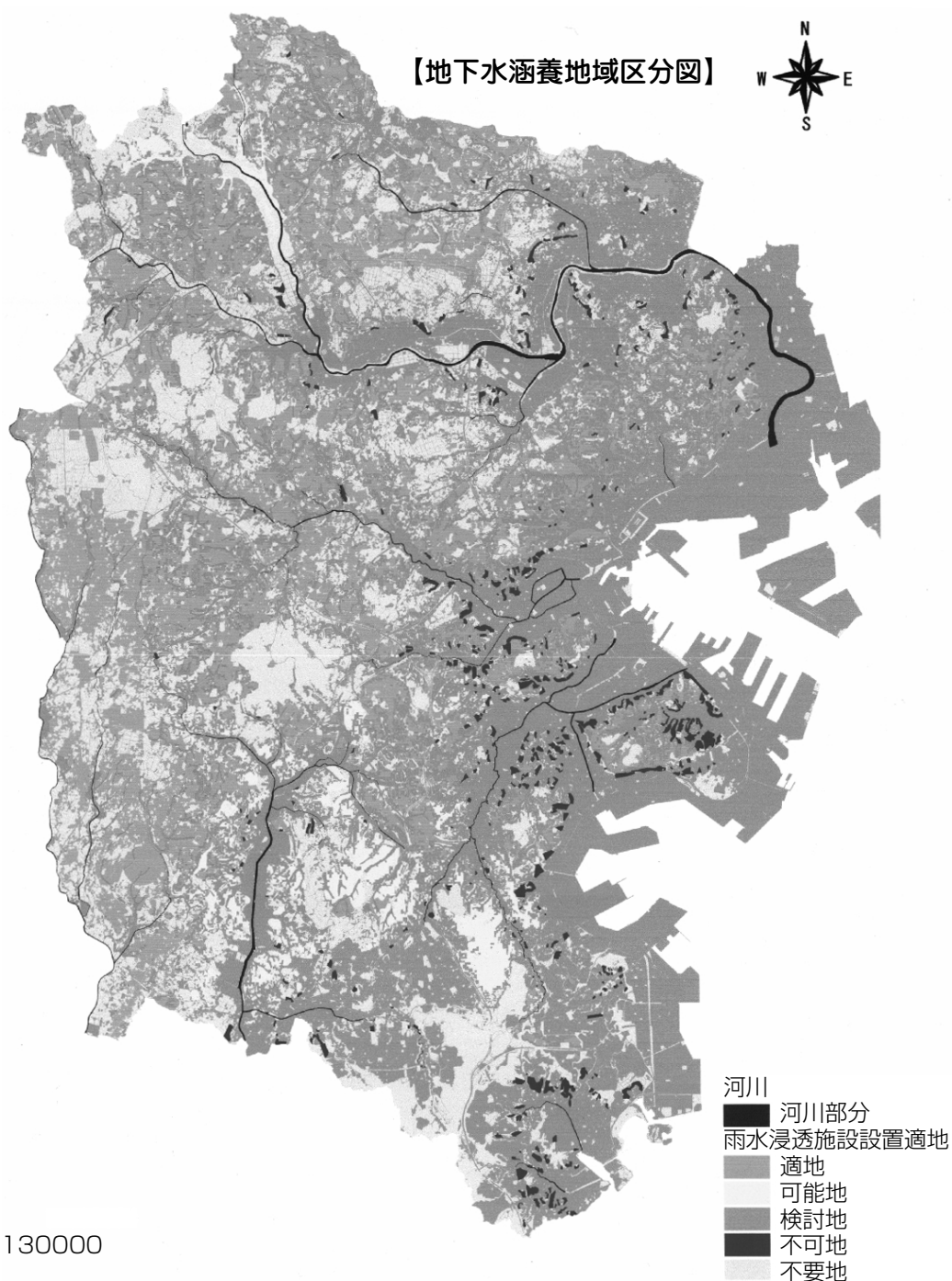
※ 2 平成13年4月1日にT-N及びT-Pの達成目標を0.6mg/ℓ及び0.05mg/ℓに変更しました。

●●● (3) 地下水かん養 ●●●

〈地域区分〉

本市では、土質、地下水位、地形などの条件により、雨水浸透施設の設置に適した地域（適地・可能地）、検討を要する地域（検討地）、設置できない地域（不可地）、現状設置を必要としない地域（不要地）などに地域を区分した「横浜市雨水浸透施設設置基本計画図」を定め、雨水浸透施設の設置を進めています。

この地域区分の考え方に従い配慮事項を示します。



〈地域特性〉

高い地下水かん養機能を有する地域
<ul style="list-style-type: none">・ 雨水が自然に現状のまま浸透する樹林地、田畑、果樹園、園地等の地域「不要地」。また、土質がローム及び砂層などで雨水が浸透しやすく、地下水位も低く、地形が比較的緩やかな地域「適地」。・ 雨水浸透施設の設置地域区分は、「不要地」、「適地」に相当する。
地下水かん養機能を有する地域
<ul style="list-style-type: none">・ 土質がシルト及び粘性土等で、雨水があまり浸透しにくい、地下水位が低く、地形が比較的緩やかな地域「可能地」。・ 雨水浸透施設の設置地域区分は、「可能地」に相当する。
地下水かん養機能の低い地域
<ul style="list-style-type: none">・ 土質が団結シルト及び粘性土等で、雨水が浸透しにくい地域や地下水位が高い地域、又は地形が比較的急な地域であると想定されるが、現地調査を行い、設置が可能と判断できる地域「検討地」。・ 雨水浸透施設の設置地域区分は、「検討地」に相当する。
地下水かん養機能が期待できない地域
<ul style="list-style-type: none">・ 地形が急峻で急傾斜地崩壊危険区域として、法規制された指定区域。また、規制区域以外の区域で地表勾配が15度以上（27%以上）の崩壊が想定される区域で、浸透施設の設置ができない地域「不適地」。また、土質が団結シルト及び粘性土等で、雨水が浸透しにくい地域や地下水位が高い地域、又は地形が比較的急な地域であると想定されるが、現地調査を行い、設置が困難と判断できる地域「検討地」。・ 雨水浸透施設の設置地域区分は、「不可地」、「検討地」に相当する。

〈配慮事項〉

「高い地下水かん養機能を有する地域」、「地下水かん養機能を有する地域」及び「地下水かん養機能の低い地域」においては、以下の配慮事項に配慮してください。

※なお、源流域やまとまった緑地については「緑地・動植物等」の配慮指針も参照してください。

- ①新たな開発に当たっては、湧水や河川の近傍にある緑地や農地等、湧水や河川水をかん養していると考えられる地域については、雨水の浸透や地下水のかん養源として保全するよう配慮する。
- ②開発事業等に伴う浸透能力の低下を防ぐため、緑のオープンスペースの確保、透水性舗装や雨水浸透ます等の地下水かん養対策により、浸透能力の維持増強を図るよう配慮する。

「地下水かん養機能が期待できない地域」は、他の3地域に比べ特に配慮すべき事項はありません。

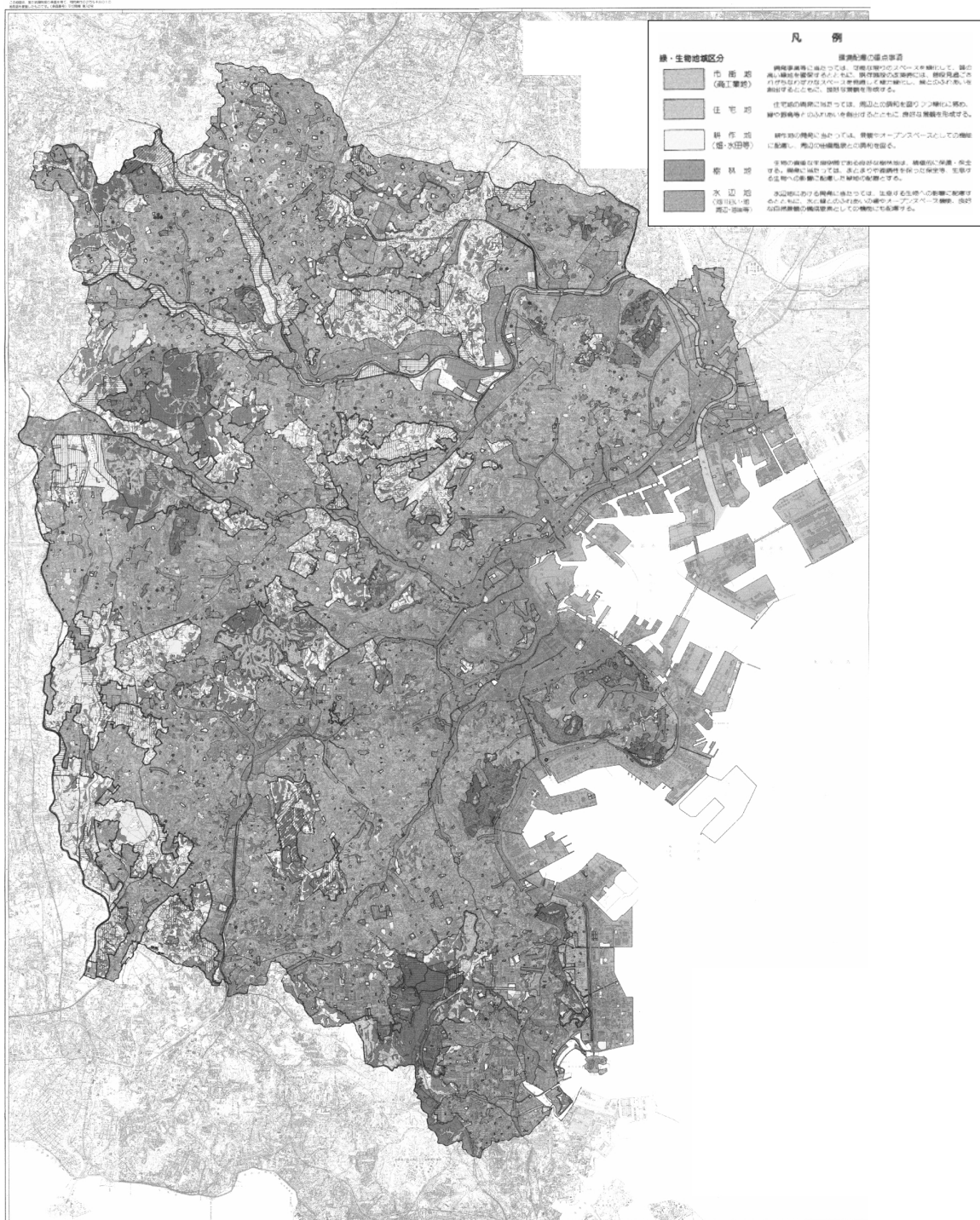
●●● (4) 緑地・動植物等 ●●●

〈地域区分と緑地の位置付け〉

主な土地利用状況と植生区分から、下記のとおり、市域を市街地（商工業地）、住宅地、耕作地、樹林地、水辺地の5つの地域に区分します。

【地域区分図】

(横浜市地域環境特性図より)



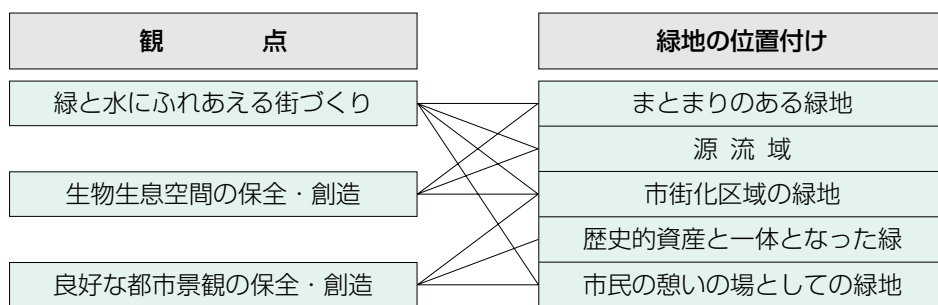
また、保全の取組が求められる緑地について、位置付け（下記の5つ）を示します。

【緑地の位置付け】

環境管理計画本編第2章第3節「自然環境の保全及び快適環境の創造」では、

- 1 緑と水にふれあえる街づくりの推進
- 2 生物生息空間の保全・創造
- 3 良好な都市景観の保全・創造

のそれぞれの観点から目標を設け、必要な取組をうたっています。この目標達成のために必要とされ、保全の取組が求められる緑地を以下のように位置付けました。



【まとまりのある緑地】

概ね10ha以上の規模の連坦する樹林地や農地（緑の七大拠点、七大拠点に次ぐ拠点地区、農業専用地区、農業振興地域農用地区域、ふるさと村）

【源 流 域】

河川の本支流の最上流部に存在する樹林地や農地（鶴見川水系、帷子川水系、大岡川水系、宮川水系、侍従川水系、柏尾川水系、境川水系等の河川上流部等）

【市街化区域の緑地】

市街地や住宅地等の市街化区域に存在する樹林地や農地（丘陵・台地を縁どる斜面緑地等、生産緑地）

【歴史的資産と一体となった緑地】

文化財やその他の歴史的資産と一体となった緑地、名木古木、社寺林等

【市民の憩いの場としての緑地】

都市公園、市民の森、ふれあいの樹林等

前述の「地域区分」にかかわらず、上記の「緑地の位置付け」ごとに共通する配慮事項があるため、5つの地域区分と5つの緑地の位置付けごとそれぞれに、配慮事項を示すこととします。

〈利用方法〉

- ①開発事業等を計画する場合に、計画者は計画地が立地している場所がまず、5地域区分の何に当たるのかを判断し「地域区分別配慮事項」を読み取ります。
- ②計画地が、保全の取組が求められる緑地（上記の5つの位置付け）に該当すれば、「緑地の位置付けごとに共通する配慮事項」を加えて考慮してください。
- ③緑化に際しては、参考資料に示した〈植栽樹種の選定〉を参考にしてください。

【表 地域区分及び緑地の位置付けごとの配慮事項の関係】

地域区分別配慮事項		緑地の位置付けごとに共通する配慮事項				
地域区分	地域区分別配慮事項	まとまりのある緑地	源流域	市街化区域の緑地	歴史的資産と一体となった緑地	市民の憩いの場としての緑地
市街地	(ア)	—	—	—	iv)	v)
住宅地	(イ)					—
耕作地	(ウ)					
樹林地	(エ)	i)	ii)	iii)		v)
水辺地	(オ)					

※ —は該当する緑地が存在しないことを示します。

〈地域区分別配慮事項〉

(ア) 市街地（商工業地）

地域の特性と課題
<p>身近な「緑」は人々にうるおいとやすらぎを与える。市街地には自然林はほとんど残されていないものの、商業地では大規模建築物の周囲や公園等、また臨海部の新しい工業地では道路沿いや工場敷地等には緑地が整備されており、緑とのふれあいの場として、また良好な景観を構成する要素として重要な役割を担っている。</p> <p>しかし、商業地の緑地は樹種が限られ、多様な植生はほとんど見られない。大規模建築物や工場の緑地等では芝生が多く、植え込みは列状で面積が少ない。臨海工業地帯の一部では、郷土の樹種を用いた緑化が行われ、より多くの種類の木が植えられている。</p> <p>人間生活による環境への負荷が極めて大きく、また小面積で個々に独立した形態であるため、ここで生息することができる生物は、都市環境に適しているものや環境変化への適応力の強いものに限られる。</p>

重点事項
<p>開発事業等に当たっては可能な限りのスペースを緑化して、質の高い緑地を確保するとともに、既存施設の改築時には、屋上緑化等の新たな手法を検討するとともに、普段見過ごされがちなわずかなスペースを見直して極力緑化し、緑とのふれあいを創出するとともに、良好な景観を形成する。</p>

配慮事項

- ①商業地での開発に当たっては、屋上緑化、壁面緑化の可能性も検討する等、可能な限りの緑地を確保し、緑とのふれあいの場を創出するとともに、良好な景観を形成する。
- ②工場等の新設・改築に当たっては、敷地の15%以上の緑地を確保するほか、多様な樹種を植栽したまとまりのある緑地を整備して、野鳥等の生物の生息にも配慮した環境保全林を造成する。
- ③工業地では、他の工場の緑地との連続性に配慮して、外周部等の緑地を配置する。

(イ) 住宅地

地域の特性と課題

住宅地には、雑木林や常緑広葉樹林を含むところもあり、植生は様々である。公園等に植えられているものは、外来種や園芸品種のほかに横浜ならではの樹木等も植えられている。住宅地では带状の斜面緑地が開発により分断され、丘陵地の樹林も住宅化される等、まとまりのある緑地が減少の傾向にある。

市街地と比べると、野鳥の種類が多く、また野生の小型動物も観察される。

市街地の周辺に展開する住宅地では、市街地と比較して人間生活による環境への負荷が小さく、生物が生息できる潜在的な環境要因もそのぶん高くなっている。また、市街地に比べ、道路沿道の緑等身近にふれあうことのできる緑が多くある。

重点事項

住宅地における開発に当たっては、周辺との調和を図りつつ緑化に努め、緑や野鳥等とのふれあいを創出するとともに、良好な景観を形成する。

配慮事項

- ①周辺景観との調和に配慮し、敷地外周部を中心の緑化に努める。
- ②集合住宅の建設等、広い敷地が確保できる場合は、外周部の緑化に加え、敷地内に樹林地や水辺を保全整備する等、野鳥や昆虫が飛来し、ふれあえる空間を整備する。
- ③開発後、地域住民の手により管理が円滑に進む樹種の導入を図る。
- ④ふるさと意識を醸成するシンボル樹、街を特色づける樹種など、特徴のある植栽計画を演出する。

(ウ) 耕作地（畑・水田等）

地域の特性と課題

横浜市の畑は都市型の農業形式で、そ菜類や根菜類等の普通畑のほか、植木の苗を作る苗畑やナシ等の果樹園もある。面積としては小さいものの、水田や竹林も存在する。

農地は、生産機能を有するだけでなく、周辺の樹林地と一体となったオープンスペースや生物生息空間、良好な田園風景を構成する要素等の多面的機能を有する土地として重要な役割を担っている。

重点事項

農地における開発に当たっては、景観やオープンスペースとしての機能に配慮し、周辺の田園風景との調和を図る。

配慮事項

- ①施設等の高さや配置に配慮し、日照障害や夜間照明等による周辺農地への影響を回避するとともに、施設等の敷地外周部の緑化等に配慮する等、周辺の田園風景との調和に努める。
- ②開発に当たっては、隣接する樹林地等と極力連続性が図れるように緑地を配置する等生物生息空間の確保に配慮する。

(工) 樹林地

地域の特性と課題

横浜市の針葉樹林は、自然のものはほとんどなく、スギ、ヒノキ等の人工林となっている。林の中には、各種のシダ等をはじめとした森林性の植物が多く生え、自生植物の貴重な群生地となっている。近年は間伐等の適正な管理がなされていない樹林が目立っている。

落葉広葉樹林は、その多くがクヌギ、コナラ等の雑木林である。林の中には草原性・森林性の植物、ツル植物等数多くの植物が入り、豊かな植生をあらわしている。落葉広葉樹林でも定期的な伐採、林床管理等がなされず放置されているものが多い。

また、横浜市の本来の植生である常緑広葉樹林は、箇所数、規模共に減少しており、それに伴い常緑広葉樹の更新があまりみられず、高い木は老いた木が多く痛みが激しくなっており、林としての活力が失われている箇所がある。

現在残存している樹林地は、元来そこに生息していた生物に加えて、開発により生息場所を奪われた周辺地域の生物も集まってくる傾向があり、存在の重要性が高い。

重点事項

生物の貴重な生息空間である良好な樹林地は、積極的に保護・保全する。開発に当たっては、まとまりや連続性を保った保全等、生息する生物への影響に配慮した緑地の配置とする。

配慮事項

- ①施設等の配置に当たっては、まとまりのある緑地を極力残すように努める。やむを得ず、緑地を分断又は大きく改変する場合には、建造物等の構造を工夫したり緑化等により周辺緑地との連続性を保つよう努める。
- ②緑地が湧水や水辺等を含むもの、自然度の高いもの等、生物の重要な生育生息域と考えられる場合には、極力一体として保全するよう努める。
- ③極力表土を保全して区域内の緑化には保全した表土を活用する等、自然に近い生態系が速やかに回復できるよう配慮する。

(オ) 水辺地（河川沿い・池周辺・海岸等）

地域の特性と課題
<p>河川の上・中流域や池の周辺緑地は植物の豊富さに加え、水に依存する生物が多く集まっているため、全体として非常に多様な生物相を形成している。また、周辺緑地は河川に沿って連続していることが多く、生物の生息空間としての広がり有している。</p> <p>横浜市では、水辺に生息する生物に配慮し、多孔質構造や近自然工法等の護岸を積極的に取り入れており、周辺の緑地においても、これと連携して生物の生息空間を積極的に保全していくことが求められている。しかし、河川の下流・河口域ではコンクリートの堤防・護岸が整備され、周辺地域と生物的に分断されている。</p> <p>かつて干潟や磯、砂浜が連続していた市内の海辺は、埋立や護岸の設置等により自然の海岸線や藻場はそのほとんどが失われ、わずかに存在するに過ぎない。一方、近年は港湾整備・埋立の一環として人工砂浜の造成、水際線の緑化や市民開放等が行われている。</p> <p>水辺地はまた、水や緑とのふれあいの場を提供するとともに、良好な自然景観の形成やオープンスペースとしての機能等、重要な役割を担っている。</p>

重点事項
<p>水辺地における開発に当たっては、生息する生物への影響に配慮するとともに、水と緑とのふれあいの場やオープンスペース機能、良好な自然景観の構成要素としての機能にも配慮する。</p>

配慮事項
<p>①水辺の緑地は極力保全するとともに、水際線の緑化を図る等、極力水域と一体となって連続性のある緑地の保全・創造に努める。</p> <p>②生物の貴重な生息空間になっていると考えられる場合は、極力生息域を一体として保全するように努める。</p> <p>③新たな水面埋立に際しては、水際線の緑地化、市民開放に加え、人工干潟の造成等、海の生物生息空間を創造する。</p>

〈緑地の位置付けごとに共通する配慮事項〉

i) まとまりのある緑地

- ①一団の緑地は極力一体として保全し、まとまりを残すように努める。
- ②自然性の高い丘陵や谷等の地形的要素は極力保全に配慮し、自然の起伏を活かすよう努める。

ii) 源流域

- ①生物の生息域と考えられる場合には極力一体として保全し、多様性を確保するよう努める。
- ②かん養機能を有すると考えられる緑地は極力一体として保全し、まとまりを残すように努める。
- ③排水施設計画に当たっては、水象への影響を極力及ぼさないように配慮する。

iii) 市街化区域の緑地

- ①施設等の配置に当たっては緑地の連続性に配慮し、極力緑地を分断しないよう努める。やむを得ず緑地を改変する場合は、建造物の構造の工夫や緑化等により緑地の連続性を保つよう努める。
- ②敷地外周部を中心に緑化する等、良好な景観を損なわないよう努める。
- ③極力農地等を保全し、身近な緑地空間の確保に努める。

iv) 歴史的資産と一体となった緑地

- ①極力歴史的資産と一体となった緑地の保全に努める。
- ②歴史的資産の周辺に施設等を設置する場合は、建造物の形態や彩色、配置等に配慮するとともに、施設周辺部を緑化する等、歴史的資産との調和や歴史的資産をのぞむ景観に配慮するよう努める。

v) 市民の憩いの場としての緑地

- ①市民の憩いの場としての緑地やその周辺地域においては、極力緑地に影響を及ぼす開発事業等の立地を避け、やむを得ず改変する場合には緑地の復元に努める等、緑地等の保全に努める。

(1)横浜市の緑化適正樹種の選択

広く都市の緑化に使用されている樹種の中から横浜市での生育が可能な樹種を選び、さらに市場に流通しているものを主にして適正樹種を選択する。また、自然性の回復を重視して、市場の流通樹種に含まれない郷土樹種も幼苗生産等の手段により加えていく。

(2)立地・景観イメージ対応樹種

市内各所で用いる場所の環境条件及び景観イメージに対応して樹種を選定していく。特にそれぞれの樹種の持っている耐潮、耐湿、耐煙等の性質に注意する。自然性を協調したい景観づくりでは、海岸や内陸、低地や丘陵・台地等に元々生育している郷土の植物を選択していく。

(3)横浜らしさを象徴する樹種を選択

みなとヨコハマの異国情緒やみなとまちの歴史性、さらに近代的な街並みの要所を引き立てる時に象徴性の発揮や見所の演出が求められる。このような場所では特に姿・形のよいもの、特徴のあるもの等について検討する。その一部には横浜に導入、生育している他地域や外国産の樹種・園芸品種を加えていく。これらは街並みの景観をより豊かにしてくれる。

(4)緑化機能に応じた使い分け

つくりたい景観の目標、緑化対象の性質、対象とする空間の機能によって使い分ける。その他の緑化条件（立地条件、配植、規格等）も併せて検討し、景観イメージをつくり緑化機能を発揮するもっとも適切な樹種を選定する。

（本ページの記述は横浜市都市緑化基本計画に基づく）

横浜市環境管理計画（環境配慮指針編）

平成16年3月発行

編集・発行 横浜市環境保全局総務部環境政策課

調整部環境影響審査課

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

TEL 045-671-4102・045-671-4101

FAX 045-641-3580・045-224-6627

表紙写真の一部提供：(財)日本気象協会

デザイン 株式会社なまためプリント

印刷 朝日オフセット印刷株式会社

横浜市広報印刷物登録 第150588号

類別・分類 A-GA030

この印刷物は再生紙（古紙混入率100%）を使用しています。



Y O K O H A M A



この印刷物は再生紙(古紙混入率100%)を使用しています。